

行政常任委員会

令和 4 年 6 月 1 6 日（木）

午前 9 時 5 8 分 開 会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

初就任でございますので、どうか皆さんの御協力をよろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

それでは、本日は、当委員会に付託のありました 4 議案について御審議をいただきたいと思います。

まず、議案第 4 0 号の尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、議案第 4 1 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の議決について、議案第 4 3 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について、議案第 4 4 号、財産の取得について（尾鷲市学校給食センターの厨房機器）、この 4 議案でございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

この委員会に傍聴を希望される方が 1 名おりますので、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 それでは、審査に入る前に市長から御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日の本会議に引き続きまして、行政常任会を開催していただき、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託されております議案につきましては、先ほど委員長のほうから御説明がございましたので、我々として付託される議案は 4 議案でございます。

提出議案につきましては、それぞれ担当課より説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○村田委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入りたいと思います。

まず最初に、財政課、よろしくお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、まず、議案第４１号、令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、第１条第１項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ９，４３７万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０６億４，７４０万４，０００円とするものでございます。

続きまして、１０ページ、１１ページを御覧ください。

歳入でございます。このうち、中段にあります１８款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金３０９万７，０００円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

また、９目災害等対策基金繰入金２７０万円の増額は、小中学校におけるコロナ対策用消耗品購入費の財源として繰り入れるものでございます。

次に、２１款市債、１項市債、６目教育債３，２６０万円の増額は、市立運動場テニスコート改修事業に対する市立運動場テニスコート整備事業債の追加でございます。

続きまして、予算書の５ページにお戻りください。

第２表地方債補正でございます。追加１件につきましては、体育施設等整備事業で、限度額を３，２６０万円と定めるものであり、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりでございます。

補正予算（第４号）に係る財政課からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村田委員長 ５号はないのかな。

○岩本財政課長 ５号あります。

それでは、続けて、議案第４３号、令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第５号）の議決についてのうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の１ページをお願いします。

今回の補正につきましては、第１条第１項にありますとおり、補正前の歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億３，４９３万４，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１０７億８，２３３万８，０００円とするものでございます。

次に、８ページ、９ページを御覧ください。

歳入でございます。１８款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金１，

4 2 8 万 2 , 0 0 0 円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

ここで、委員会資料の 1 ページを御覧ください。

今回の 4 号補正及び 5 号補正を踏まえた基金残高でございます。

まず、財政調整基金につきましては、4 号補正で 3 0 9 万 7 , 0 0 0 円、5 号補正で 1 , 4 2 8 万 2 , 0 0 0 円を取り崩すことにより、補正後の残高は 1 4 億 7 , 0 7 1 万 2 , 0 0 0 円、また、災害等対策基金は、4 号補正で 2 7 0 万円を取り崩すことにより 1 7 3 万 3 , 0 0 0 円となる見込みであり、補正後の基金合計は 2 4 億 1 , 0 6 6 万 6 , 0 0 0 円となる見込みでございます。

補正予算第 5 号についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○村田委員長 財政課からの説明は以上のとおりでございますけれども、ただいまの議案 4 1 号、議案第 4 3 号、まとめて御意見がございましたら御発言を願いたいと思います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 それでは、財政課の審査を終わります。

よろしいですか。

それでは、総務課から、議案第 4 1 号、議案第 4 3 号について説明をいただきたいと思います。

○竹平総務課長 総務課でございます。よろしくお願いいたします。

総務課の予算につきましては、まず、議案第 4 1 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算の第 4 号のほうにつきましては、1 4、1 5 ページで説明をさせていただきます。通知をさせていただきました。

第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費、情報化推進事業における 9 万 3 , 0 0 0 円の補正予算でございます。これにつきましては、消耗品費として管理用ソフト及びウイルス対策ソフトの購入費用でございます。

議案第 4 1 号は以上でございますので、続けて、議案第 4 3 号を説明させていただいてよろしいでしょうか。

○村田委員長 はい。

○竹平総務課長 それでは、尾鷲市一般会計補正予算書の第 5 号における 1 0 ページ、1 1 ページを御覧ください。通知をさせていただきます。

第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 2 目児童措置費における子育て世帯生活支

援特別給付金給付事業 958万6,000円のうち、職員手当等の時間外勤務手当として39万5,000円を計上させていただいております。

総務課の予算については以上でございます。

○村田委員長 ただいま課長より、議案第41号、議案第43号に係る説明がございました。

以上のおりでございますけれども、これに御意見、御質疑ございましたら御発言願いたいと思います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 それでは、総務課の審査を終わります。

なお、傍聴の方の1名の追加ということで、許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 はい。入ってください。

税務課、よろしいか。

それでは、引き続いて、税務課の審査に入りたいと思います。

議案第40号の尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について説明を願います。

○仲税務課長 税務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてについて説明させていただきます。

今回の条例改正は、令和4年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の公布により、租税特別措置法第12条及び第45条にそれぞれ新たな項が設置されるとともに、租税特別措置法施行令第28条の9に号の新設があったことに伴いまして、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例のうち、第2条の不均一課税を定める条文及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例のうち、第2条の課税免除を定める条文中、それぞれ租税特別措置法、あるいは租税特別措置法施行令を引用している部分を新たなものに修正するための改正を行うものであります。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

具体的には、1 ページの尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の第2条不均一課税を規定する条文及び、1 枚めくっていただきまして、資料2 ページの尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の同じく第2条課税免除を規定する条文について、共に所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令の一部が改正されたことに伴い、個人並びに法人の旅館業における特別償却の適用範囲拡充等を規定する条文が新たに追加されたことによりまして、租税特別措置法第12条第3項が同第4項に繰り下がり、租税特別措置法第45条第2項が同第3項に繰り下がるとともに、租税特別措置法施行令第28条の9第10項において号の新設がありまして、それぞれそれらの条文を引用する本市条例、御覧いただいております新旧対照表の下線部分につきまして、改正を行いたいと考えております。

なお、今回の改正につきましては、あくまで租税特別措置法及び同施行令の条ずれに基づくものでありまして、引用する元条文の内容に変更がございませんことから、本市条例の実質的な内容を変えるものではなく、本市条例上の課税免除あるいは不均一課税の特例要件に変更はございません。

説明は以上であります。

○村田委員長 ただいま課長から、議案第40号の条例改正について説明がございましたが、この件について、御質疑、御意見ございましたら御発言願いたいと思います。

○南委員 何回か多分過去においても半島振興法の改正においては尋ねたことがあると思うんですけども、不均一課税とは全く関係ないという説明なんですけれども、今回のあれで参考までに、市内で該当する個人、法人って見えるんですか。

○仲税務課長 平成28年から令和4年まで7年間において、2件ほど申請がございました。

○南委員 法人ですか、個人ですか。

○仲税務課長 共に法人でございます。

○村田委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、これで税務課の審査を終わります。御苦労さんでした。

それでは、次に、政策調整課の審査に入りたいと思います。

議案第４３号に係る説明をいただきたいと思いますし、その後、課長のほうから言うと思いますけれども、報告事項もありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、課長。

○三鬼政策調整課長　政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、議案第４３号、令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第５号）の議決についてのうち、政策調整課に係る予算について説明いたします。

補正予算書説明書の８、９ページを御覧ください。通知いたします。よろしくお願いします。

歳入として、１４款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務費補助金１億８９２万９,０００円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

詳細は、当課委員会資料にて説明をさせていただきたいと思います。

なお、委員会資料にちょっとお断りなのですが、縦ページと横ページが混在しておりますので、ページごとに御覧になりやすい方法で拡大などをしてよろしくお願いいたしたいと思います。恐れ入ります。

まず、委員会資料１ページを御覧ください。通知します。

よろしいでしょうか。

このたび、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における追加交付分として、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。その目的としては、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じてきめ細やかに実施できるようにと臨時交付金が拡充されたものでございます。

本市への交付限度額は１億８９２万９,０００円で、その内訳は、令和３年度補正予算分が２,７２３万２,０００円、令和４年度分、予備費分ですね、これが８,１６９万７,０００円の合計額でございます。

なお、本市の対応方針としましては、今回の総合緊急対策の趣旨である原油価格高騰、物価高の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を考慮した結果、広く市民の方々への経済的支援を図ることに主眼を置く考えから、全市民を対象とした商品券配布事業、１人当たり７,０００円でございますが、それに全額充当させていただきたく、上程をするものでございます。

このことから、歳出補正予算としましては、商工振興事業１億２,３２１万１,０

00円として、後ほど商工観光課から説明をさせていただきたいと思っております。

以上で議案第43号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についての説明とさせていただきます。よろしく御審議、御承認いただきますようお願いいたします。

○村田委員長 議案第43号に係る政策調整からの説明は以上のとおりでございますけれども、これについて御意見、御質疑ございます方、御発言願いたいと思いますが、よろしいですか。

よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長 ないようでありますので、次に、報告事項に入ってください。

○三鬼政策調整課長 それでは、お時間をいただきまして、報告事項2点お願いしたいと思います。

まず、1点目は、委員会資料の2ページを通知させていただきます。

尾鷲市ホームページリニューアルについてでございます。

まず、リニューアルの概要につきまして御説明申し上げます。

予算のときにも御説明申し上げましたが、近年スマートフォンなどが急速に普及しており、また、新型コロナウイルス感染症などの重要情報が増えていることから、モバイル対応などのウェブサイト作成、管理システムのさらなる機能充実が求められております。

このことから、より利用者にとって使いやすく、見やすく、分かりやすい、また、自治体ネットワーク強靱化に伴う職員用庁内端末への対応や公開ページのアクセシビリティ対応、職員の事務負担の軽減など、公式サイトのさらなる充実のためにリニューアルを行うものでございます。

契約内容につきましては、757万5,700円で、三重データ通信株式会社と本年4月11日から10月31日までの契約を締結させていただいております。

次に、リニューアルの主な特徴を申し上げます。

まず、パソコン、スマートフォン、タブレットでデザインが崩れずに表示ができること、三つのサブサイトとして、観光・食、子育て、定住移住、この三つを設定し、魅力発信を強化すること、また、ウェルカムページといって最初のページを採用して、旬の写真を大きく見せることによる魅力発信を行います。このことによって三つのサブサイトが目立ち、サイトに入りやすい効果があります。

また、ウェルカムページに重要である緊急情報や検索しやすい検索窓、メニュー

を表示するなど、メインサイトに入らずとも、ここで情報を得ることができるようにします。特にスマートフォンでの利便性が向上することを目指しております。

メインサイトは、利用者別、シーン別、ごみカレンダーなど、子育てサブサイトは、年齢別、目的別に分けるなど、暮らしのシーンに即した分類により、知りたい情報にたどり着きやすくするものとなっております。

そのほか、外国人、高齢者など、誰でも分かりやすく言い換える易しい日本語、誰でも見やすいUDフォントなど、申請書ダウンロードやよくある質問のQ & A、施設マップなどを採用し、より見やすく探しやすいホームページを心がけております。

今後のスケジュールでございますが、新ホームページへの切替えを10月1日を目指して作業に取り組んでおり、現在は、後ほど詳細を説明いたしますウェルカムページについては、ほぼ完成をしております。

また、メインページと子育てページは、レイアウトが決定し、デザインを施している状態でございます。

なお、観光・食、定住移住につきましては、レイアウト案を作成中でございます。

続いて、ホームページの説明に入りますので、次のページ、委員会資料3ページを御覧ください。見にくい場合は、ちょっと拡大できれば、お願いいたしたいと思います。

こちら御覧いただきますと、これが新しいホームページの顔となるものでございます。

背景には、今、尾鷲の海、島が見えておりますが、右下のほうに四つほど数字がございますように、常時4パターンが自動的に切り替わるような設定となっております。この四つのパターンは、季節ごとにさらに変えていき、風景や人、行事など、尾鷲の魅力を発信することを目的とした画像を表示したいと思っております。

それと、左上のほうにございます緊急情報、これがやはり一番お知らせしなければいけない情報でございますので、緊急情報、その下に防災情報、重要なお知らせという、即座に知ってほしいタグをここに設けました。

下のほうにございます行政・暮らし、観光・食、子育て、定住移住という表示がございますが、これが今回、行政・暮らしというのは、基本的な行政情報のメインサイトでございます。観光・食、子育て、定住移住という三つのサブサイトを設けまして、魅力発信を強化しております。

一番左の図が行政・暮らしのところ、これツバキなんです、ツバキの花が咲

いたところになりますけど、カーソルを合わせると、これが開いて目立つようになるような仕組みになっております。

なお、もう一点だけ、尾鷲市と書いてある左上のところの横にメニューというのがございますが、メニューを開きますと、5 ページですね、次の次のページにメニューというページがございまして、この画面が表示されます。ですので、ここから検索が可能ですので、ウェルカムページだけでたどり着きたい情報に即座にアクセスすることが可能につくりとなっております。

続きまして、4 ページ御覧ください。

同じような表示でございますが、これはスマートフォンでの画面のアイデアでございます。

機能は同じでございまして、スマートフォンでも即座にいろんな情報にアクセスできるような形となっております。

次、先ほど御覧いただきました5 ページを御覧ください。

これは、メニューの検索画面でございます。大きく分けて、一番上に行政・暮らし、中ほどに観光、ちょっと食が抜けております、観光・食、子育て、定住移住という、このウェルカムページにございます四つの項目に大きく分けて構成しております。ですので、ここに検索することによって、知りたい情報にたどり着きやすくするという効果を狙っております。

今回、この行政・暮らしを例えば選んだ場合に見られる画面が次のページ、6 ページでございます。6 ページを御覧ください。

ちょっと縦に見ていただくと分かりやすいと思うんですけど、これまだ作成段階でございますので、ダミーの内容ですけど、構成内容としては、これを基本として行っております。

一番上にいわゆる新型コロナウイルス感染症情報など最重要情報を掲載させていただきながら、中ほどから、今回の特徴としては、利用者別メニューやシーン別メニューと申しまして、たどり着きたいメニューに、どのような方が利用者別、シーン別にたどり着きたいかというところを統計的にまとめたものを優先順位を持って設定しております。

ですので、利用者別ですと、子ども・子育てに関する情報が欲しい方は、ここを選んでいただくと、その情報のまとまったところに行くようになっていきます。あと、観光も含めて、利用者別メニューを設定したことが新しいところでございます。

もう一つは、シーン別メニューといいまして、住まいや引っ越し、ごみ出しのこ

と、例えば介護や福祉、バスに乗りたい時のことなど、シーン別についても、メニュー別に分類をしております。

なお、その下にございます申請書ダウンロードやごみカレンダー、イベントカレンダーなども各課の情報発信力を高めて充実を図りたいと思っております。

次、7ページを御覧ください。

これ、6ページからずっと下になったつながったページというふうにイメージしてください。ですので、その上にございます尾鷲市についての基本情報のところには、尾鷲市議会の情報や尾鷲市の紹介、また、尾鷲市公式SNSとして、フェイスブックやInstagram、LINEなどの情報にたどり着くことができます。

また、意見募集として、市政への御意見やパブリックコメント・アンケートもこのようにまとめました。

また、市関連施設、その下にリンク、関連情報、あと、広告欄も設けて、ここで有料広告等も表示したいと思っております。

また、左下に尾鷲市のマークがあるところの一番下にお問合せ欄があるのですが、今回からは代表者番号を入れるのではなく、このお問合せに合わせると、各課の案内に表示されるようになりまして、知りたい課にダイレクトに番号を選べるような形にしたいと思っております。

続きまして、8ページを御覧ください。

8ページは、今回の特徴である三つのサブサイトの一つのうち、子育てについての画面でございます。

これにつきましても、これを開きますと、子育ての中で、年齢別、対象者別で探す分類と目的別で探す分類、このような形で、例えば年齢・対象者別で探すところでは、妊娠・出産のこと、また、ゼロ歳から2歳の方、3歳から5歳の方というふうに情報を分類して、分かりやすくアクセスできるようにしてございます。

また、目的別で探すところでも、健康診断や予防接種などが、情報が欲しい方も含めて、目的別の情報分類をしております。

また、今回新たな取組としては、その下にございます子育てカレンダー、もう二つ下にあります子育てMAPなどが新たな仕掛けとして今ワーキンググループで検討しながら充実に努めております。

8ページの説明は以上でございます。

それと、8ページに、子育てMAPの上に、子どもたちの様子というところを、学校の様子などが表示できないかという意見もございましたので、今回新たに検討

として加えさせていただいていることを御報告申し上げます。

以上がホームページに関する報告でございます。よろしいですか。

○村田委員長　　引き続きやってください。

○三鬼政策調整課長　　恐れ入ります。それでは、資料の 9 ページを御覧ください。
通知させていただきます。

報告事項の 2 項目でございます。地域おこし協力隊についての報告でございます。
よろしくお願いいたします。

本市では、総務省の地域おこし協力隊制度を活用しまして、人口減少や高齢化等の進む本市に地域外の人材を積極的に確保し、地域力の維持強化を図るために、現在 10 名、政策調整課に関係する方が 9 名、水産農林課に関係する方が 1 名の隊員が活動しております。

今回、6 月 1 日に新たに新規で着任しました協力隊が 3 名ございまして、紹介をさせていただきます。

初めに、山田由依さん、松阪市出身の女性で、定住移住がミッションでございます。全国に尾鷲暮らしの魅力を多様なツールで発信する活動を目的としています。

2 人目は、日向風花さん、横浜市出身の女性で、向井地区で地域活性化を進める団体の取組の加速及び同地区の活性化を担う人材の流れをつくるのがミッションでございます。

3 人目は、黒羽真弥さん、水戸市出身の女性で、三木里町の自然と住民の暮らしを守りながら、新たな持続可能な観光の仕組みづくりを行うのがミッションでございます。

なお、8 月にも、定住移住地域おこし協力隊として名古屋市出身の男性が 1 名着任する予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。ありがとうございました。

○村田委員長　　報告事項、ホームページのリニューアル、それから、地域おこし協力隊の着任について報告をいただきましたけれども、報告事項であることを御留意の上、特に御意見ございましたら御発言願いたいと思います。

○三鬼委員　　すみません、2 ページのホームページのリニューアルについてですけど、これ先ほど説明していただきましたけど、今現在のホームページって、私もそうかなと思ったんですけど、最初に魚とか、表紙で特徴があるようなホームページ作ったんですけど、それが、検索するのに無駄というのか、災いになっておる意見が多いと思うんです。

なので、今回も、3 ページ、4 ページって要らないんじゃないかなと思う。6 ページを表紙にするほうが、検索するほうとすれば、もう一目瞭然という、一番上の新型コロナウイルス感染症、最新情報のところを絵と言葉に入れ替わるような仕掛けができるのであれば、そこで尾鷲らしさも出せるので、そのほうが調べるほうとすれば、最初のページ、全然無駄になるもので、5 ページのところとか、6 ページからが表紙のほうが、調べるほうとすれば、利便性は高いように思います。

写真を使いたいのであれば、新型コロナ、情報のところを文章と文字と、それから絵に、写真に入れ替わるようにさえすれば、尾鷲の特徴は十分出せると思うんですけど、いかがですか。ちょっと1 ページ、2 ページ、無駄なように思うんですが。

○三鬼政策調整課長 三鬼委員、SNS に非常に詳しいので、御意見ありがとうございます。

確かに、私たち、これを組み立てるときに、そういう現行のいわゆるウェルカムページを一回経由することによってのメリット・デメリットは議論させていただきました。

確かに、尾鷲市を市民情報として得られることを目的とした市民の方、また、観光として市外や県外の方も含めて考えますと、やはり現在のページを含めた構成を考えたときに、情報にたどり着きやすいというところを主眼に置いたところと、あと、魅力を発信するところをどういわゆる成り立たせるかというところに主眼を置いてワーキンググループで検討し、今回提案させていただきました。

今御指摘のございました、このウェルカムページが一つあることによって無駄になるのではないかという御意見ですけど、私たちはかえって、ここにいわゆる尾鷲の風景をインパクトを持たせて関心を持っていただきながら、必要な情報の代表である行政・くらし、観光・食、子育て、定住移住、これに、これが邪魔にならずに情報にたどり着ける案として今回採用させていただきましたので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

というのは、委員おっしゃるように6 ページから始まりますと、いわゆる行政・くらしのページが基本なんですね。ここには、例えばこの中にさらに子育て、定住移住や観光・食を合わせるとなると、非常に情報量が多くなって、特にスマートフォンも含めて、見にくいという意見もグループ内でございました。

ですので、まずはウェルカムページを設定することによって、まず、こういうシンプルな画像で尾鷲のことをアピールして、そこには最低限必要な、防災が最重要ですので、防災、あと、下にある四つのサブサイトを含めた情報、ここに置きなが

ら、そのメニューのところにカーソルを合わせることによって、5ページにございます、最短で情報に達せられる機能を持たせたいということをやっと御理解いただいて、これで進めさせていただきたく、今日は報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

○三鬼委員　　そうやりたいのやったらあれですけど、使っておるほうから見れば、例えばスマホを中心にするのやったら、これも一つの考え方ですけど、調べるということをやっと置いてやるのであれば、ここから入って、また次の6ページのところで検索し直さなくちゃいけないということがありますし、先ほど言いましたように、例えば尾鷲の魅力であるとか食で攻めるというのであれば、インスタグラムのものをくっつけばいいだけの話ですので、使っておるほうから見ればそう思うので、その意見を一応言っておきますけど、多分これだと、この前の魚が泳いでおるのと五十歩百歩に近いような気がするので、考えられるんやったら、もう一遍試しに考えてほしいなと思います。意見だけ言っておきます。

○三鬼政策調整課長　　確かに、今回のこういう採用も含めて、御意見いただいたところも参考にしながら、私たち、いろんなアンケートも取らせていただきながら、また、子育て団体の方とかいろんな方も含めてちょっと御意見をいただきながら進めさせていただいたところもございまして、御忠告も含めて、よりよいものを作っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○西川委員　　6ページなんですけど、コンビニで釣り新聞ってありますよね、釣りだけに特化した。そういうの、今尾鷲で、市長も釣りに興味が持っていらっしゃるって言っていたので、じゃ、今尾鷲でこういう魚が釣れていますよ、見たら、食べるだけではなく、釣り客を誘致するのであれば、そういう魚種、イガミ、尾鷲独特の釣りありますよね。グレなんか、全国でも結構お客さんが多いほうやもんで、そんなのをまた、今こんなの釣れていますよみたいな、そういうのもちょっと何か入れることはできるのですか。

○三鬼政策調整課長　　今後、6ページから始まります行政・くらしのところは、行政・くらしの最大公約数を上げておるのですが、今後、サブサイトとして、子育て、観光・食、定住移住を作っていくときに、この釣りでしたら観光面に当たるところも考えられますが、それはワーキンググループも含めて、加えられるかどうかも含めてちょっと検討はさせていただきたいと思います。

ですので、いろんな知りたい情報をどこまで盛り込めるかというのは、いわゆるコーナーの数に限りはございますが、今の一つの御意見として聞かせていただきま

した。ありがとうございます。

○村田委員長 よろしいですか。

○仲委員 報告事項であれなんですけど、9ページの地域おこし協力隊について、この地域おこし協力隊というのは、当初予算で4,606万6,000円計上されておりまして、予定どおり、各地区の部分では、三木里と向井が着任されたということとでよろしいと思うんですけど、特に三木里地区の地域おこし協力隊、新たな持続可能な観光の仕組みづくりというふうにうたわれておるんですけど、これは結構なことだと思うんですけど、三木里は、三木里区、それに三木里観光協会というのがあると思うんですけど、所属は政策調整と言いながらも、日頃の活動の拠点場所、それはどこに定められておりますか。

○三鬼政策調整課長 今回も三木里区様を中心に、どのような形が地域に必要なのかというミッションの構築と一緒にさせていただきまして、選定をさせていただきましたのが今回のミッションでございます。

その中で、やはり三木里といいますと、海、山も含めた観光地であることは尾鷲市の代表格でございますので、その中で、やはり地域の課題であることも考慮しながら、持続可能な観光の仕組みづくりというのは、やはり重要に地区から求められているものでございます。

今回、着任しました黒羽隊員は、町内に空き家に住まわれておりまして、そこが拠点となって今は活動しております。

というのは、やはり地域の方に、いろんなまずは協力隊員として地域のことを分かる、地域の人とつなぐということから始まっておりますので、6月に着任してからは、基本的には御自宅を事務所として使わせていただきながら、今後のことにつきましては、地区の方とも話し合いをしながら進める方向を今検索しているところでございますので、特にまだ拠点をどこかに定めて活動しているという段階ではございませんので、現在は御自宅を中心に事業展開を考えておられます。

○仲委員 それはそれで結構なんですけど、区民とのコミュニケーション、これが重要なところになってくると思うんですわ。

特に三木里海水浴場については、尾鷲市の海水浴場、三重県の海水浴場ということの位置づけをしっかりとした上で、持続可能な観光の仕組みづくりを中心にやっていただきたいと思いますので、そこらは重々お願いしたいと思います。

○三鬼政策調整課長 今御意見いただいたところは、地区の方からも十分御意見いただいておりますので、やはり協力隊が着任したからには、何か目的を持って結

果を出すことを前提に3年間取り組むという意思で、黒羽さんも来られていますので、その辺は随時私たちも伴走しながら、地区に寄り添っていきたいと思います。

○村田委員長 よろしいですか。

○中村委員 この三木里の協力隊について少しお伺いしたいんですけれども、これは、募集時には小学校の利活用ということでの募集やったと地区会から聞いておりますけれども、三木里の地区会のほうでまた改選がありまして、これ方針が変わって観光というふうになったのですか。それとも、最初から観光で募集されたんですか。

○三鬼政策調整課長 区からお話をいただいたミッションとか目的が一切変更はございません。というの、前区長さんの時代から御要望いただきました、いわゆる観光地として持続可能になるにはどういう課題を解決すればいいかというところ、それが一つの大きな課題でございます。

その中には、例えば以前から区からも提案がございました三木里小学校の活用についてとか、例えば海だけじゃなしに、野鳥の小径や山も含めて様々なものをどう課題を解決していくか、それで持続可能な観光地づくりに、例えば新しい取組ですので、例えばどれが正解か何か分からないところも多々あるという課題も認識しつつ、地区と一緒にやってこのミッションを考えてきましたので、特に変更はございませんので、地区からも今のところ継続してこのミッションを遂行していくことを望まれておりますので、御理解ください。

○中村委員 ということは、三木里の小学校の利活用も含めた中の観光、新しい観光を考えるということで、全く変わりがないということ、理解していいですか。

○三鬼政策調整課長 確かに以前から三木里小学校の活用につきましては、区からの要望も含めて、地区の総意としてのことも含めてなんですけど、強く要望されているのは事実ですので、確かに三木里小学校をどう活用するか、以前では防災拠点というお話もあった中、例えば地域のイベントや何かに活用できないかという御意見をいただいたこともございますし、それは今後も含めて、活用については一緒になって議論をしていきたいと思っておりますし、協力隊を要望されたときには、今ここにありますように、新たな持続可能な観光地づくりというのがメインに押し出されておりますので、それも含めて検討していきますので。

○村田委員長 よろしいですか。

○三鬼委員 これに関連してなんですけど、ほかの地区では、もう少しミッションって小さなミッションが、狭まったミッションが多かったんですけど、こういっ

た地域の観光であるとか、今お話が出ましたように防災にしても、建物を利活用していくということも含めると、できたら、こういった地元が要請するのかどうかということもありますけど、複数とか2人とか3人ぐらいのチームでやられるほうが、地域の人にも説明したりとか、これは、1人であって1人の方が、区なり観光業界なりに理解していただけないといと、せっかくいいもん見つけてとか変わった角度で見つけても、それがなし得るかどうかってまた違う問題、ミッションだけ見つけるだけってなっていくということがあると、全体に将来的なことを考えるといと、こういった取組こそ複数の地域おこし協力隊が、まず、地域おこし協力隊が協力してそれを固めた上で地区の人に、地区の人が分かっておることも、それから、地区の人が新たに考え直すことも含めて、みんなで協働していくという形のほうが地区のためになるのではないかなと思うんですけど、そういった考えどうですか、将来的には。

○三鬼政策調整課長　確かに地域おこし協力隊、1人ではなかなか進まないということも事実でございますし、まずは地域の方にこのミッションを共に共有していただいて、御理解いただいて、一緒に歩んでいただく仲間づくりが必要です。

その中でも、やはり地区の方の中でも、御理解いただいて協力いただいている方ももちろんございますし、それ以外に、協力隊の体制としましては、定期的に協力隊全員が集まって報告会を開きながら、自分たちの課題を共有しています。

また、地区には協力隊のOBも継続して、特に三木里もOBも複数ございますので、そういう方も、いわゆるその方たちの人脈もいろいろ活用しながら、協力できることはしていただける体制を今相談しておりますので、そういうところから一つ一つネットワークをつなげていって、行動に向けて一緒に共に歩んでくれる仲間を増やすことは非常に大事ですので、その結果、例えばそれが実を結んできましたら、複数隊員を着任されるという御要望が地区のほうからございましたら、それもまた一度相談をさせていただきたいことは承知しております。

○村田委員長　三鬼委員、報告事項でありますので、御留意ください。

○三鬼委員　何って言うのか、定住移住では、やっぱり複数ですということ、新しいことまで生み出しておるじゃないですか。ミッションが一つ、食堂をすれば、食べ物するとか、一つやったら1人でいいと思うんですけど、地区全体考えて、また、地区の人にも浸透していただくということは、今若干説明もありましたけど、そういったようにバックアップしてあげるほうが、私は地区の将来のためにも、高齢化となっておりますよって、できたら三、四十代の方が来て、地区の人と一緒にな

ってみんながやれるという仕組みづくりをするほうが、将来的にまちの存続にもつながるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういったところまで踏み込んで、行政のほうもバックアップしてあげながら、今言った三木里地区とか、その地区のことが将来的なことも検討できるように下支えをしたってほしいなと思うんですけど。

○村田委員長 ということでございますので、課長、よろしくお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 ありがとうございます。

○村田委員長 あと、報告事項。

○南委員 最後にしますので、トリになるのかならないか分かりません。

ホームページのほうだけ、僕の感想だけちょっと述べさせてもらいます。

アナログ人間ですので、あまり堪能じゃないんですけども、表紙のパソコンのツバキの花が咲くということで、今課長のほうから説明されて、当然想像すると、尾鷲市の市の花ということでツバキをしたんですけども、見る限りは、海にツバキの木を置くというのは、僕は違和感があるなと思ったんですけども、また、ツバキの花は市の花なんですけれども、やはり武士から言わすと、落ちてしまうということで、庭に植えないと聞いたんですね、このツバキの花というのは。

僕としたら、こうぱっと開いた割には、イメージ的に海とツバキというのが若干ちょっと違和感あるなという思いがいたしますので、もし再考できるのであれば再考していただきたいなと、要望だけしておきます。

以上です。

○村田委員長 ということでありますので、よろしくお願いいたします。

○内山委員 すみません。多分10月の1日から実行されるということなんですけれども、私ももう一つ、ごめん、ホームページとかSNSというのは詳しくないんですけども、次回の最終的な報告のときに、自分らもこうして実際使えるような報告の仕方というのはできないもんなんじゃないでしょうか。

○三鬼政策調整課長 確かに、今回は報告をさせていただいております。確かに情報発信は政策調整課、市挙げての重要項目ですので、それも含めて、確かに使い勝手、個人によって感じられることも多々違うとは思いますが、基本的に私たちは、10月1日を目指してさせていただくのは、非常にタイトなスケジュールで行っておりますので、例えばまた機会を設けて、なかなか操作をしていただくというところを途中で設けるのは非常に難しいと思いますので、常時いろんなことは御意見いただきながら、ワーキンググループで検討させていただきますが、基本は、皆様がより使いやすいようにという心がけてさせていただいておりますので、それでち

よっと御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中里委員　内山委員の発言にちょっと続きなんですけれども、それもう使えるようになって決まってしまってから、例えばここの枠だけこれ要らなかったんじゃないかということで、変更ってすぐ可能なんですか、お願いするのは。

○三鬼政策調整課長　基本的な仕組みでは、例えばパソコンを触るようにここ要らないからするとか、そういう簡単な仕組みではございませんので、基本的に私たちは、何が必要で、何が必要でないのかというのを十分専門家とも協議させていただきながら、一番市民にとって、情報発信先である市外の方にとっても、一番尾鷲の今の魅力を伝えられるような形を考えておりますので、その点は、御意見は御意見として多々随時出てくると思うんですね。こういうものを完成しても、ここが要る、要らないというのは、ずっと必ずその後もあると思うんですね。

ですので、一旦は、今の状況をこうやって改善するためにさせていただいているところを今御報告しましたので、一応10月に出来上がったものは出来上がったものでまた御意見はいただきますが、単純にすぐ変更できるものでございませぬので、今いただいている情報で最大限できることを今努めさせていただきますので、その点は御理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中里委員　最後に、すみません、分かりました。

SNS、このホームページ以外のSNSの発信は、各課がされているということで合っていましたかね。

今回の、今回もというか、現在もそうなんですけれども、ホームページも各課で発信されていく、掲載していくということですかね。

○三鬼政策調整課長　そうでございます。やっぱり各課の発信力を高めていくためにも、今回も更新しやすい、職員が作業の手間なく頻繁に更新できて、複数のSNSにもいわゆる関連できるような便利な機能も含めて考えておりますので、職員のやる気を高めたいと思います。

○村田委員長　よろしいですか。

他にございませぬね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　報告事項でたくさんの御意見出ましたけれども、課長、それだけ皆さん思いが強いということでございますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、政策調整課を終わります。

１０分間休憩いたします。１１時まで。

（休憩 午前１０時５１分）

（再開 午前１１時０１分）

○村田委員長 再開いたします。

次に、市民サービス課、議案第４１号に絡み説明をしていただきたいと思います
が、後ほど報告事項が２件ほどございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、担当。

○湯浅市民サービス課長 おはようございます。市民サービス課です。よろしく
お願いいたします。

それでは、議案第４１号、令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決
についてのうち、市民サービス課に係るものについて御説明申し上げます。

令和４年度尾鷲市一般会計補正予算書（第４号）及び予算説明書の１０ページ、
１１ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。２０款諸収入、５項雑入、１目雑入は、補正額４,４
６６万８,０００円を追加し、１億８,０６５万６,０００円とするものでございま
す。市民サービス課に係るものとしまして、２節総務費雑入の一般コミュニテ
ィ助成事業助成金９４０万円の追加でございます。詳細につきましては、歳出で御
説明申し上げます。

続きまして、歳出でございます。１４ページ、１５ページを御覧ください。

２款総務費、１項総務管理費、９目生活相談費は、補正額８万９,０００円を追
加し、１３２万５,０００円とするものでございます。これは、特定空家等認定調
査に係る手数料でございまして、外観目視による建物等の危険度の判定や建築基準
法上の法的規制の不適合などについて、三重県建築士事務所協会に依頼し、調査を
行うものでございます。

続きまして、１３目コミュニティーセンター費は、補正額９４０万円を追加し、
３,０６３万７,０００円とするものでございます。全額一般コミュニティー助成事業
に対する補助金９４０万円の追加であり、特定財源のその他の９４０万円につしま
しては、先ほど歳入のほうで申し上げました一般財団法人自治総合センターから助
成される一般コミュニティー助成事業助成金でございます。

補助対象となる事業につきましては、九鬼町内会、三木里地区会、曾根区、須賀
利区の共通の事業としまして、聞きづらい箇所を解消するために町内放送の設

備の整備が主なものとなっております。

各事業の内容につきましては、資料の１ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

議案第４１号の説明については以上でございます。

○村田委員長　　議案第４１号の中の市民サービス課に係る説明は以上のとおりでございます。

御質疑、御意見のある方は御発言願いたいと思いますが。

○南委員　　１５ページの特定空家調査認定手数料のことなんですけれども、先ほど課長から建築基準法に基づいて県のほうに委託されるということなんですけれども、先般委員会で空き家の説明を受けたとき、約１，００３軒の空き家が確認されて、危険と思われる空き家が８１軒ということで、その８１軒の中のこの１軒が調査対象になったと思うんですけれども、今後として、参考として、非常にもう目に余るような廃屋がかなりあることが目視できますよね。

そういったことについて、今回もそうなんですけれども、次の段階としてもどうしていくのかなという、スケジュール的なものも、もし言える範囲で教えていただければと思いますし、今回の調査をした上において、最終的に尾鷲市の審査会の中で特定空家と認定されるのは、スケジュール的にいつ頃になるのかなというのを、２点。

○湯浅市民サービス課長　　まず、特定空家の全体的なスケジュール的なものなんですけれども、我々ここに来て、やっと今現在対象としようとしている対象家屋を１軒、特定空家に認定しようと、やっと今の段階でしています。

８１軒の危険空き家と目される家屋がある中で、１年にそう何軒も、我々としても、マンパワーにしても、予算的なものにしても、なかなか進めていくことが困難な事業で、これはもうこつこつやっていくしかないのかなという気がしています。

さらに、財産権の話もありまして、このケースについては、所有者不明であるということもありまして、特定空家としようとしているところなんですけれども、そういうことを鑑みて、なかなかそうばんばんばん、こうテンポのよさを打ち出すようなことはうちとしてもできません。ただ、こつこつと進めていかなければならないとは思っております。

○南委員　　当然特定空家に指定するにおいて、代執行に至るまで、いろんな高いハードルが、極めて高いハードルが生じてくるのはもう十分承知なんですけれども、先般も一般質問の中でもやはり防災が取り上げられたということで、特に避難路に

面しておる廃屋がかなり目に見えてあると思いますので、できるだけそういった避難路に関してのところについては、こつこつではなく、できるだけ力を入れて進めていただきたいのと、これは要望しておきますし、特に市長のほうから、避難路上の廃屋対策についてお願いします。

○加藤市長　おっしゃるように、防災に対する考え方をさらに一層強化していかなきゃならないなとは思っているんですけども、特に先ほど御指摘の避難路については、私も十数か所、そういうところ全部回りましたんですが、特に交通、要するに子供たちの通学路とか、あるいはこれが避難路に対して非常に問題あるなということについては、その都度その都度、建設課のほうできちんと検証しながら、応急処置的なことはきちんとやっているんですけども、さっき市民サービス課長が申しあげましたように、これもこれも、それで、代執行に係るという部分と、もちろんのことながら財産権の話でありますから、本来はあなた方、持っている方にやっぱりやってもらわなきゃならない話なんですけれども、その辺のところもきちんと交渉をしながら、何とか何とか81軒の部分を少しでも減少できるような形でしたいと思っているんですけども、あくまでも代執行できる分と、それから、相手が、財産権が向こうにある場合には、その辺の交渉というのも非常に難儀なことは難儀でございますけれども、しかし、やっぱり根気強くそういうことはやっていきたいと。

ですから、今数字的にどれだけというのは、担当課長が申しあげていますように大変難しいんじゃないか。しかし、それについては力を入れていかなきゃならないなという、そういう認識でございます。

○村田委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ないようでありますので、よろしいですか、議案第41号についての審査を終わりたいと思います。

次に、報告事項を課長のほうからお願いしたいと思います。

○湯浅市民サービス課長　報告2件あるんですけども、続けて行かせていただいてよろしいでしょうか。

○村田委員長　はい。

○湯浅市民サービス課長　それでは、まず、1件目の報告なんですけれども、小原野新墓地用地の土地売買契約の締結について御報告申し上げたいと思います。

今年度から実施いたします新墓地造成工事の着工に向けて、小原野新墓地用地の地権者と用地交渉を行い、令和４年の５月２０日付で土地売買契約を締結いたしましたことを御報告申し上げます。

ただいま所有権移転等の登記手続を行っているところであり、完了後に新墓地造成工事の発注に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、県や関係団体との連携の下、円滑に墓地移転を進め、良好な墓地環境の形成に向けて引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ちなみに、参考なんですけれども、土地の売買代金が９２０万８,０００円、それから、面積が１万４,９９３.２６平米でございます。１万４,９９３.２６平米でございます。

土地のほかに立ち木、立木補償の代金ですけれども、立木本数が２,９０７本で、購入代金が２３５万７,０００円でございます。

購入についての報告は以上です。次、行かせてもらいます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金について御報告申し上げます。

本年第１回定例会の行政常任委員会にて、その適用期間を令和２年１月１日から令和４年６月３０日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間としておりましたけれども、尾鷲市国民健康保険傷病手当金につきまして、このたび厚生労働省より財政支援の対象期間の再度の延長が示されたことに伴って、本市の傷病手当金の適用期間の終期を傷病手当金の支給を始める日の終期といたしまして、令和４年６月３０日から９月３０日まで３か月間延長するため、尾鷲市国民健康保険の規則を改正いたしました。５月２６日付で行いました。

また、三重県の後期高齢者医療広域連合においても、６月１日に同様の規則改正が行われましたので、併せて御報告申し上げます。

市民サービス課からの説明は以上でございます。

○村田委員長　報告事項については以上のとおりでございます。

報告案件ということをお留意の上、特に質問がございましたら御発言願いたいと思いますが、ございませんか。

ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 それでは、これで市民サービス課の審査を終わります。

それでは、福祉保健課に入りたいと思います。

議案第41号、それから、議案第43号、この案件の中で福祉保健課に係る説明をしていただきます。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第41号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。予算書の10、11ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金100万1,000円の増額は、2節児童福祉費補助金100万1,000円の増額で、そのうち、母子家庭等対策総合支援事業補助金79万5,000円の増額は、独り親家庭の生活の安定に資する看護師などの資格取得を促進するため、1年以上、養成機関で就業する場合に給付金を支給することで、生活の負担軽減や資格取得を容易にするため支援する高等職業訓練促進給付金等事業です。

通常年度は、1年当たり一月10万円の補助額ですが、修了課程見込み年度である最終年度は4万円増額の14万円となります。また、養成機関等で所要の課程を修了したときに修了支援給付金として1人当たり5万円を給付することから、4万円掛ける12か月プラス5万円の53万円が今年度最終年度となる対象者が2名見えますので、先ほどの53万円に2名分として合計106万円が通常年度より増額となります。しかしながら、当初予算計上において、この2名の方の補助額を最終年度の額ではなく、通常年度の額として計上しており、今回補正予算で計上させていただきました。

予算計上において一部計上漏れがあったことをおわび申し上げます。今後このようなことがないように、チェック体制をいま一度見直し、予算計上に当たりたいと思います。

なお、国庫補助については、補助率が4分の3となっておりますので、先ほどの106万円の4分の3の79万5,000円を国庫補助金として計上しております。

次に、同じく2節児童福祉費補助金100万1,000円の増額のうち、子ども・子育て支援交付金20万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響で小学校が臨時休業したことに伴い、放課後児童クラブを開所したことや、通

常の自粛等に伴う利用者減免に係る国庫補助金でございます。

次に、１５款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金２０万６,０００円の増額は、２節児童福祉費補助金２０万６,０００円の増額で、地域子ども・子育て支援事業費補助金２０万６,０００円の増額は、国庫補助金と同様、新型コロナウイルス感染症の影響で小学校が臨時休業したことに伴い、放課後児童クラブを開所したことや、通所の自粛等に伴う利用者減免に係る県補助金でございます。

次に、３目衛生費県補助金２０万円の増額は、１節保健費補助金２０万円の増額で、県特定不妊治療費及び不育症治療費等補助金２０万円の増額は、令和４年４月から不妊治療が保険適用となりましたが、一部の先進的な治療等が保険適用外となるなど、かえって治療費の負担が増加になる方に対し、これまでの負担と同様となるよう助成するための県補助金でございます。

次に、歳出でございます。１４、１５ページを御覧ください。

次に、３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費６２万１,０００円の増額は、細目放課後児童健全育成事業６２万１,０００円の増額で、そのうち、委託料の放課後児童クラブ運営委託料３５万円の増額及び補助金の放課後児童クラブ利用料減免事業補助金２７万１,０００円の増額は、歳入で御説明した新型コロナウイルス感染症の影響で小学校が臨時休業したことに伴い、放課後児童クラブを開所したことや、通所の自粛等に伴う利用者減免に係る増額でございます。

次に、３目母子福祉費１０６万円の増額は、細目母子家庭自立支援給付金事業１０６万円の総額で、補助金の高等職業訓練促進給付金等事業補助金１０６万円の増額は、歳入で御説明した独り親家庭の生活の安定に資する看護師などの資格取得を促進するため、１年以上、養成機関で就業する場合に給付金を支給することで生活の負担軽減や取得を容易にするため支援する補助金の増額でございます。

次に、４款衛生費、１項保健費、１目保健総務費４０万円の増額は、細目一般保健事業４０万円の増額で、補助金の尾鷲市特定不妊治療費等補助金４０万円の増額は、歳入で御説明したとおり、令和４年４月から不妊治療が保険適用となりましたが、一部の先進的な治療等が保険適用外となるなど、かえって治療費の負担が増加になる方に対し、これまでの負担と同様となるよう助成するための補助金でございます。

２目予防費２５万２,０００円の増額は、細目予防接種事業２５万２,０００円の増額で、補助金の予防接種補助金２５万２,０００円の増額は、子宮頸がん予防のためのＨＰＶワクチン任意接種費助成のための補助金になります。ＨＰＶワクチン

の積極的勧奨の差し控えにより、H P V感染症に係る定期接種の機会を逃した平成 9 年 4 月 2 日から平成 1 7 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎて、任意接種を自費で受けた方に助成するための補助金でございます。

以上が福祉保健課の令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 4 号）の説明でございます。

○村田委員長 続いてやってください。

○山口福祉保健課長 続きまして、議案第 4 3 号、令和 4 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書及び資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。予算書の 8、9 ページを御覧ください。通知いたします。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 1, 1 7 2 万 3, 0 0 0 円の増額のうち、1 節社会福祉費補助金 2 1 3 万 7, 0 0 0 円の増額は、子育て世帯等臨時特別支援事務費補助金（住民税非課税世帯等分）2 1 3 万 7, 0 0 0 円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して給付する給付金に係る国庫補助金になります。

次に、2 節児童福祉費補助金 9 5 8 万 6, 0 0 0 円の増額は、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金 9 5 8 万 6, 0 0 0 円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する低所得者の子育て世帯、独り親世帯以外の世帯に対して生活の支援を行うための給付金に係る国庫補助金になります。

次に、歳出でございます。1 0、1 1 ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、9 目生活困窮者自立支援事業費 2 1 3 万 7, 0 0 0 円の増額は、細目住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業 2 1 3 万 7, 0 0 0 円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して寄附する給付金に係る事業費でございます。

詳細につきましては、資料に基づき担当主幹から御説明させていただきます。通知いたします。

○福山福祉保健課主幹兼係長 それでは、行政常任会資料の資料 1 ページを御覧

ください。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（令和４年度）について御説明申し上げます。

（１）の目的といたしまして、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策において、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、家計急変により受給世帯があるにもかかわらず申請がないことにより受給できていない世帯に対して、令和４年度課税情報を活用したプッシュ型給付を行うこととなりました。

（２）給付対象者といたしまして、①基準日（令和４年６月１日）において尾鷲市に住民登録があり、新たに世帯全員の令和４年度の住民税非課税世帯が非課税である世帯、注意書きといたしまして、ただし、世帯全員が住民税の課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外となりますとなっております、例としまして、これは子供さんの扶養に入っている場合とか、そういう場合を指しております。

②の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和４年１月以降に家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯となっております。

（３）の給付額といたしまして、１世帯当たり１０万円。下の注意書きでございますけれども、１世帯１回限りといたしまして、先ほど申し上げました（２）の①、②の重複の受給はできません。

また、既に令和３年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、これは今年の２月ぐらいに対象者の方にお知らせ、確認書をお送りさせていただいた非課税世帯の給付金になるわけですが、これを給付された方は、同じく受給はできないとなっております。

（４）給付方法といたしまして、①非課税世帯につきましては、課税情報を基にもとに抽出した対象世帯に確認書を送付し、内容確認後、確約書を市に返送すると。

②の家計急変世帯につきましては、申請書等の必要書類を市に提出していただくことになります。

それから、（５）の給付日及び申請期間につきましては、①の非課税世帯につきましては、７月初旬に確認書を送付後以降、７月下旬から順次給付を行ってまいります。

②の家計急変世帯については、令和４年９月までの家計急変を対象といたしまして、９月３０日を申請期限としております。これにつきましても、申請受付審査後、

順次給付する予定でございます。

それから、（６）の事業費につきましては、今回の補正計上額になりますけれども、２１３万７,０００円で、内訳としまして、需用費が３万４,０００円、役務費が、通信運搬費、手数料それぞれ７万９,０００円と３万３,０００円、委託料といたしまして、システム改修費１９９万１,０００円、財源といたしましては、ここに書かれているとおりで、全額国庫補助金となっております。

それから、最後に、米印の事業費（給付金）につきましては、令和３年度からの繰越明許費（住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業）から支給となっております。既に繰り越しております繰越明許費１億円の中から、それぞれ対象者１世帯当たり１０万円の支給となります。

以上でございます。

○山口福祉保健課長 それでは、予算書の１０、１１ページにお戻りください。通知いたします。

３款民生費、２項児童福祉費、２目児童措置費９５８万６,０００円の増額は、細目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業９５８万６,０００円の増額で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰等に直面する低所得者の子育て世帯、独り親世帯以外の世帯に対して生活の支援を行うための給付金に係る事業費でございます。

詳細につきましては、資料に基づき担当主幹から御説明させていただきます。通知いたします。

○芝山福祉保健課主幹兼係長 それでは、資料２を御覧ください。子育て世帯生活支援特別給付金（独り親世帯以外分）について御説明申し上げます。

１番、目的としましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、この実情を踏まえた生活の支援を行うこととしております。

（２）対象者につきましては、独り親世帯分の給付金を受け取った方を除く、①令和４年４月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けており、令和４年度分の住民税均等割が非課税の方、この方々は申請が不要であります。

②対象児童、令和４年３月３１日現在で１８歳未満の子、障がい児につきましては、２０歳未満の養育者であって、以下のいずれかに該当する方、この方々は申請が必要となります。令和４年４月分の住民税均等割が非課税の方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和４年度分の住民税均等割が非課税で

ある方と同様の事情にあると認められる方、家計急変者の方がその対象となります。
また、令和4年4月以降、令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

(3) 給付金の金額としましては、児童1人当たり一律5万円となります。

(4) 支給日につきましては、対象者①の申請不要な方につきましては、7月中旬を予定しております。対象者2につきましては、申請を受理後、審査し、順次振込をする予定であります。

(5) 対象見込み数ですが、児童数といたしまして、150人を見込んでおります。

(6) 事業費につきましては、958万6,000円で、内訳としまして、先ほど総務課より説明がありました職員手当につきまして39万5,000円、需用費、消耗品となりますが、12万2,000円、役務費4万3,000円、システム改修費の委託料が144万9,000円、使用料及び賃借料、複合機の使用料となりますが、7万7,000円、補助金、給付金となりますが、150人の5万円分ということで750万円。財源としましては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金958万6,000円でございます。補助率は、国の10分の10の補助率となります。

以上です。

○山口福祉保健課長 以上が議案第43号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○村田委員長 では、福祉保健課に係る議案第41号及び議案第43号の説明が終わりましたけれども、ちょっと今ここで皆さんに申し上げておきたいのは、報告事項で進行表に二つ書かれておりますけれども、ただいまの説明の中で、これについては入っておりましたので、報告事項はなしにしますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、41号、43号の説明の中で、御質疑、御意見ございましたら御発言願いたいと思います。

○三鬼委員 令和4年度一般会計補正予算（第4号）のほうで若干お伺いいたします。

3款民生費、3目の母子福祉費の中の補助金かな、母子家庭自立支援給付金事業106万円があるんですけど、最近この補助金が毎年というか、よく上がってくるんですけど、ちょっと教えていただきたいのは、現在看護師さんにしてでも、福祉

士さんにしてもちょっと足りないというか、少ないという社会現象もあるんですけど、こういった方、訓練学校へ行って、ライセンスはきちっと取られているのかというのと、それと、就業について、そういった追跡というのか、それは担当課としてどうですか、確認とかはやられておるんですか、どうなんですか。

○山口福祉保健課長 委員おっしゃるとおり、最近看護師不足ということがございまして、この補助金等については、資格取得される方の生活を支援するための補助金ということになっております。

冒頭の歳入のところでも御説明したとおり、これは就業された方、この課程を修了した方については、最終的に5万円という修了支援給付金というのも支給することになっておりまして、卒業はされておるという確認は当然できております。

ただし、その後、どこの地域の就職先、病院、医院等に就職したかという追跡までは、ちょっと今できてないような状況でございます。

○三鬼委員 せっかくですので、こういう制度を使って、補助金使って行って、きちっと卒業もされておるんだと思うんですけど、やっぱりそういったのも若干把握して、いい補助金ですので、例えば年間に人数というのかな、申込みがあったときには、そういった分を膨らませて補助をつけるような形でこの事業を進めていただきたいと思うんですが、どうですか。

今後やっぱりある程度は、就業についてもこちらも把握しておく必要が、どこどこというところまでは要りませんが、それぐらいはやっぱり事業成果として確認する必要があるかと思うんですけど、いかがですか。

○山口福祉保健課長 おっしゃるとおり、できればこの地域に就職していただきたいという思いは当然ありますので、今後そういった形で、どの地域に就職されたかということも含めて、確認はしていきたいと考えております。

○村田委員長 他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、福祉保健課の議案第41号、第43号についての審査を終わりたいと思います。

それでは、水産農林課の議案第41号だけですね。その審査を行います。

○芝山水産農林課長 それでは、議案第41号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決につきまして、水産農林課に係る予算について御説明をいたします。

まず、歳入から御説明をさせていただきます。通知をいたします。

補正予算書 10 ページ、11 ページでございます。よろしいですか。

15 款県支出金、2 項県補助金、4 目農林水産業費県補助金、補正前の額 6,937 万 6,000 円に対し、630 万 5,000 円を増額し、7,568 万 1,000 円とするものです。

内容は、1 節農業費補助金 600 万 5,000 円を増額は、直接支払推進事業費補助金、これは補助率 100%でございます。1 万 9,000 円を増額とみどりの食料システム戦略緊急対策交付金、こちらも補助率は 100%でございます。592 万 4,000 円を増額、また、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金 6 万 2,000 円を増額で、詳細は歳出にて御説明をさせていただきます。

次に、3 節水産業費補助金 30 万円は、三重県海岸漂着物等対策事業補助金で、こちらは補助率 80%、こちらも歳出にて説明をさせていただきたいと思います。

それでは、補正予算書 16 ページ、17 ページ、歳出を御説明させていただきます。通知をいたします。

一番上からでございます。5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費は、補正前の額 1,068 万 1,000 円に対し、6 万 8,000 円を増額補正で、財源内訳は、国県支出金 6 万 2,000 円、これは先ほどの歳出での農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業補助金でございます。こちらは、全国農業会議所が国の農地パトロールの強化指示を受けまして、全国の農業委員会等に農地のデジタル管理をしていくためのタブレットを配布する補助事業でございます。一般財源は 6,000 円でございます。

詳細は、10 節需用費、消耗品費 6,000 円、こちらはタブレット通信用のシムカード 2 台分でございます。

17 節備品購入費 6 万 2,000 円は、農地情報を取得、管理するためのタブレット 2 台分になります。1 台は、農業委員会の農地利用最適化推進委員が所有し、もう一台は、事務局にて活用させていただきたいというふうに思います。

次に、2 目農業振興費、補正額 594 万 4,000 円で、財源内訳は、国県支出金 594 万 3,000 円、これは、直接支払推進事業補助金 1 万 9,000 円とみどりの食料システム戦略交付金 592 万 4,000 円でございます。一般財源の 1,000 円は、みどりの食料システム戦略交付金での予算を積み上げていく際の歳入切捨て、歳出切上げで生じる端数でございます。

内容は、直接支払推進事業 1 万 9,000 円は、国の水田耕作保護を目的とした

支援事業でございます。こちらは、農業者に直接国から補助金が支払われるものですが、各市町村にはその農業者との事務連絡用として、通信費、消耗品費が10分の10で補助されるという事業でございます。今年度は制度改正がありまして、計算法が変更になったということから、このタイミングによりまして、補助額が確定したことに伴う補正額でございます。

みどりの食料システム戦略緊急対策事業につきましては、農林水産省が2050年までの一次産業によるカーボンニュートラルの推進と持続可能な食料システムの構築を目的として策定したみどりの食料システム戦略を推進するための交付金事業になります。

詳細は資料にて農林振興係、野田係長から説明をさせていただきます。

○野田水産農林課係長 それでは、1ページの資料1を御覧ください。通知します。よろしいでしょうか。

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金による有機農産地づくり推進緊急対策事業について説明させていただきます。

まず、目的についてであります。2050年までに温室効果ガス排出ゼロを目指す国の方針の下、農林水産省では、農業、林業、水産業など一次産業においても、環境負荷を軽減しながら持続可能な食料システムを構築していくために、みどりの食料システム戦略が昨年5月に策定されました。

この戦略を推進していくために、国では緊急予算を確保し、全国的に様々な事業がスタートしており、その交付金メニューの一つが、今回の有機農産地づくり推進緊急対策事業であります。

国を挙げた環境対策が進むことで、オーガニック市場が拡大することが見込まれており、本市においても、化学肥料を使用しないことで環境負荷を低減する有機農業を推進し、農作物の付加価値向上と新たな販路拡大を図り、持続可能な地域農業を確立していくことを目的としています。

次に、事業内容です。本交付金事業では、有機農業を推進していくための計画の策定が必須となっております。このため、今年度は、尾鷲市における有機農業の取組方針や具体的な内容を定めた有機農業実施計画を策定するものであります。

計画策定に当たっては、三重県農林水産事務所や三重県紀州地域農業改良普及センターと連携し、生産から加工、流通、消費に至るまで幅広く意見聴取を行う検討会や、有機栽培の新しい技術を活用した圃場試験、専門家による有機栽培技術指導などの試行的な取組を計画づくりと併せて実施するものです。

なお、令和５年度以降につきましては、策定した計画に基づき、交付金を活用しながら具体的な取組を進めていく予定であります。

事業費は５９２万５，０００円で、端数を除いて全額交付金事業であります。内訳は、検討会専門家旅費として２１万円、検討会専門家謝礼２２万６，０００円、圃場試験での土壌改良剤などの消耗品費３２８万９，０００円、計画策定に必要な基礎資料の作成、試行的取組の進行管理を委託するための委託料２２０万円でございます。

２ページを御覧ください。

事業の実施イメージについてであります。

有機農業実施計画は、国からも示されており、５か年の計画で、生産から消費まで一連の内容を予定しております。

下の囲みにある計画策定に向けた検討会では、有機農業を考えている農業者や有機栽培の専門家、加工、流通の関係者、消費者など多様なメンバーを予定しており、課題整理や具体的な取組内容について検討してまいります。

隣の計画策定に向けた試行的な取組については、有機農業を予定している農業者の協力の下、実際の栽培地に有機肥料を散布し、土壌分析や効果を検証する圃場試験のほか、有機農業経営や有機栽培の技術の研修会などの試行的取組を併せて行い、それらの意見やデータを計画に反映することで、実現性を備えた計画づくりを進めていきたいと考えております。

説明は以上です。

○芝山水産農林課長　それでは、補正予算書１６ページ、１７ページにお戻りください。通知をいたします。

続きまして、５款農林水産業費、４項水産業費、３目漁港管理費、補正額３７万５，０００円で、財源内訳は、国県支出金３０万円、一般財源は、７万５，０００円で、補助率８０％でございます。

内容は、委託料３７万５，０００円で、これは、漁港漂着物処理業務委託料で、台風や大雨などで市管理の漁港にごみなどの漂着物が生じた際の環境省から三重県を通じて支払われる補助金でございます。

以上で令和４年度、第４号補正に係る水産農林課の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○村田委員長　議案第４１号の中で、農林水産に係る説明をしていただきました。

これについて御質疑、御意見ございましたら御発言願いたいと思いますが。

○三鬼委員 16、17ページのみどりの食料システム戦略緊急対策事業なんですけど、当初はいわゆる業務委託してつくり上げていくということなんですけど、本市においては、農業生産というのかな、甘夏ミカンとか限られているところしかないと思うんですけど、ちなみに、委託とかするような農家さんというの、そこはどこを対象にされているんですか。

○芝山水産農林課長 今回予算を組ませていただいております委託料につきましては、計画書を取りまとめるという目的でのコンサルタント、進行管理をしていただくコンサルタントに対する委託料となっております。

それと、委員のおっしゃられる市内の農家というものにつきましては、検討会を実施していろいろ議論をしていきたいんですけども、その中に、天満・向井の甘夏を中心としたミカン農家さんや、農業委員会にもいろいろ御相談をさせていただいて、興味のある、今後有機栽培というものを勉強していきたい、興味のあるというような農家に対して、広く取組を進めていきたいというふうに思っています。

○三鬼委員 ぜひ、隣の紀北町であれば、一時期トマトであるとか、そういったので若い方が新たな栽培方法で地元の名産品に仕上げたということがありますので、今、向井のほうでも、若い方たちがそういった取組をされておるという中で、本市においては、農業とといて、ほとんど甘夏ぐらい、生産的にやっておるとするのは甘夏ぐらいしかない。

甘夏の応援はしていただきたいと思うんですけど、新たに、若い方たちが就業できるような、以前も三木里においても、農業ということで実験的にしましたが、今はちょっと全然聞かれないような状況じゃないですか。

何か生産性につながるようなところまで、せっかく事業費用があつてしますので、将来的に若い方たちも含めて、新たな農業ができるようなところまで持って行ってほしいと思うんですけど、原課としては、最終的な考えも含めて、どう考えておるのか、その辺だけ御説明ください。

○芝山水産農林課長 今委員おっしゃられるように、甘夏が本市の農業の中心と、数値的にはなっております。

ただ、先ほどの三木里にも新規農業者も見えますし、また、地域ぐるみで農業、新しい農道もできまして、その農道周辺で農業もずっと農家としても継続をしていただいておりますので、こういったところも将来的に計画を、今年度は計画づくりになりますけれども、翌年度、その計画を基に、どう交付金を生かして、どんどん、データとしての数値は少ないですけども、効果としては大きく広げることができ

るんじゃないかという期待も含めまして、農業からのまちづくりというのを広く取り組んでいきたいという考えであります。

まず、今年度におきましては、その基になる有機での畑づくりというものにつきましては、甘夏農家さんを中心に、有機の場合と有機じゃない場合の数値比較などもやっていただけるようお願いしていきたいと思っております。

○三鬼委員　もともと本市においては、農業生産者というのはあまり、特定の先ほど甘夏とかといったように少ない地域で、考え方によっては、耕作を放棄しておるところなんかも含めたら、若い方たちの新たな就労というのか、就業というのか、そういったことになる可能性がありますので、本市にとっては、漁業とか林業に比べたら珍しいところですけど、その分だけ新たに作り上げられるということもあるかと思っておりますので、できたら、そういう時代に従事する人が増えるようなところまで頑張っていたきたいと思うんですけど、いかがですか、その辺。

○芝山水産農林課長　本市における農業というところでは、数値的なGDPみたいなところを見ますと、やっぱり林業、漁業よりはかなり小さい。

ですので、逆に一つ一つの付加価値を高めていくような、生産量は少ないですけども、付加価値を高めていくというような取組で進行していかないといけないと考えておまして、その一つ、付加価値の一つが今回のカーボンニュートラルでもありますし、オーガニック市場でもあると考えておりますので、こういったところ、また、向井のほうでは、特に体験型という農地の開発というのも今一緒にやらせていただいておりますので、そういったところで付加価値づくりというのにつなげていきたいと思っています。

○村田委員長　よろしいですか。

○仲委員　関連質問なんですけど、今回のみどりの食料システムというのは、多分政府においては、社会的な食料不足等、自給率がやはり低いということで、将来的なことを見据えて、こういう緊急的なことが出たと思うんですけど、有機農業、産地づくり推進ということであれば、対策のポイントで、市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等の利用など、有機農業の生産から消費まで一貫して、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進するという定義になっていますね。

だもんで、これから計画を策定するということですもんで、これ以上、掘り込んだ話にはならんと思うんですけど、一つは、農業の新規参入者を求めていくのか、もう一つは、地域内の狭い土地なんですけど、耕作放棄地をやはり農地に戻すとい

う取組を進めていくのか、もしくは、各地域の、言うらた三木里とか、いろいろあるんですけど、耕作地が集まっている集積のところをターゲットにしていくのかというのは、やはりきちっとしていただきたいんですね。

ミカンもいいんですけど、やはり自給率を上げるためには農産物、の中でも、米とは言いませんけど、いろんな部分があると思いますので、これが、今回の計画策定、終わらないということで今聞きましたもので、次から交付金があるということですもんで、これについては、農地だけではなくに、水産業もありますね。いろんな方向性が出てきますので、そこらのほう、ぜひ活用をお願いしたいんですけど、質問とはならんですけど、そこら考え方をちょっと、今の中で回答できたら、回答ください。

○芝山水産農林課長　　今委員のおっしゃるように、耕作放棄地に対するアプローチというのをどうしていくかというのがすごく大事になってきております。

今回のタブレット配布なんかも、まさにそういう流れを受けてのものなんですけれども、併せて、新規就農につながればもちろんいいんですけども、今回のまず計画の中では、現在今もう既に農業をやられている皆さん方の中で、有機栽培に切り替えながら新しい畑を求めていくというような、集約化をしていくというようなところが一番現実的なものではないかなというふうには考えております。

例えば向井にできました新しい農園なんかでも、向井の皆さん方がその会社のほうに自分のところの農地も一緒に管理してもらえないかという話もどんどん来ているというふうにも聞いておりますので、そういったところのまず支援によって、耕作放棄の畑を減らしていくというようなのがまず第1の一番現実的な取組になるのかと思います。

そういう取組をする中で、新規就農につながっていくような流れが出てくれば、なおいいと思いますので、今委員から御指摘いただいたように、今回の計画の中にもぜひちょっとそういうところも落とし込みを一緒にさせていただきたいというふうに思います。

○村田委員長　　他にございませんか。

○南委員　　唯一、僕も甘夏ミカンを自分で趣味で栽培しているということで、今回のみどりの食料システム戦略ということで、新たな5年間の計画を立てるということなんですけれども、先ほど課長のほうからも説明がありましたように、耕地面積は、尾鷲市が三重県でももう極端に最低なんですね、68ヘクタールといってね。熊野市なんかは10倍、御浜町なんかは20倍の耕地面積を誇っておるということ

で、農業が中心に生産高も多いわけなんですけれども、これ、やはりシステム戦略に基づいての計画ということで、今説明聞くと有機、国のほうでは、2040年度に有機の面積を25%増やそう、あるいは化学農薬を50%減らそうということの中の計画だと思うんですけれども、果たしてこの5年間の中で、尾鷲市の68ヘクタールの中で、有機農法ですか、どれぐらい増やしていくのか、それに応じて肥料を何%減らしていくのかという、ある程度の数値を出して、5年間の数値を僕出して取り組んでいくのも必要じゃないかなと思いますので、ぜひとも目標数値の中で5年間の計画を立てていただきたいなと思いますので、いかがでしょうか。

○芝山水産農林課長 私、すみません、説明をちょっとまだできてなかったんですけれども、国のほうにこの交付金を申し込んでいく中で、国のほうからは、KPIを示す必要があります。

そちらのほうで立てさせていただいているKPIにつきましては、有機農業の栽培面積、現在5.2ヘクタール、今の段階で5.2ヘクタールなんですけれども、令和6年度に向けて、3年間で5.7ヘクタールにしていくというような、これはもう達成目標になってきますので、0.5ヘクタールではあるんですけれども、その分を増やしていきたいというふうに考えています。

また、それに伴う販売量というものも、現在60トンと64トンということで、6%増というところのKPIを立てて取り組もうとしております。

○南委員 お願いします。

○村田委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、これで次の報告事項に入りたいと思います。

○芝山水産農林課長 それでは、資料に基づきまして、3月の全員協議会のほうで御報告をさせていただきました古江の漁港用地につきまして御報告をさせていただきたいと思います。

基盤整備係長の内山のほうから資料にて説明をさせていただきますので、通知をさせていただきます。

○内山水産農林課主幹兼係長 それでは、委員会資料の3ページ、資料番号2になりますが、御覧ください。

古江漁港施設用地の利用についてでございます。

当用地については、令和4年3月末をもって占用していた企業が撤退したため、

新規占用者の募集を行うものであり、みえ尾鷲海洋深層水を利用した水産動植物の陸上養殖を行い、水産業振興と地域活性化に資するものとして公募を行うものでございます。

スケジュールとしましては、現在令和４年６月１０日から令和４年７月１１日まで公募参加の募集を行っており、その後、参加希望者に令和４年７月１８日から令和４年７月２７日の間で事業内容の提出をしていただきます。そして、事業内容の提案審査を令和４年８月１日に行い、審査決定の通知を令和４年８月８日にした後、速やかに占用手続を行っていただき、当用地を利用していただく予定となっております。

以上でございます。

○村田委員長　報告案件でありますので、そのことに御留意をいただきまして、御質疑ございましたら御発言願いたいと思います。

ちょっと今１２時の時報がありますので、ちょっと待ってください。

（休憩　午前１１時５９分）

（再開　午後　０時００分）

○村田委員長　御質疑ある方ございませんか。

○南委員　以前、名古屋のほうの法人がエビをすることによってやって、断念した、コロナの関係で。これ現実にアプローチしているところが現実にあるんですか、今、可能性のある。

○芝山水産農林課長　今回３月に撤退を発表させていただいた以降、２件ほど問合せのほうはいただいております、その２件とは、幾度となく用地の在り方とか使い方とかこちらの条件とか、そういったことをお話をさせていただいております、６月上旬にはホームページのほうで募集をかけさせていただきますので、その際にはぜひというような話はさせていただいております。

○南委員　ひょっとしたら可能性が大きいということと理解していいのか、その辺だけ。

○芝山水産農林課長　この２件、プロポーザルに参加していただけるよう期待しているところです。

○村田委員長　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　その他の項でもございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、ここで昼食に入りたいと思いますけれども、午後は１時２０分から再開をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

(休憩 午後 ０時０１分)

(再開 午後 １時１９分)

○村田委員長 再開をいたします。

次に、商工観光課でございますけれども、建設課、最後にありますけれども、ちょっと順序を変えて、まず、建設課の審議に入りたいと思います。

建設課、よろしいですか。

それでは、報告事項でございますので、課長から報告をしていただきたいと思います。

○塩津建設課長 建設課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、通知させていただきます。資料の１ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

先般発生しました市道光ヶ丘墓地公園線での事故について報告させていただきます。

事故の発生日時は、令和４年６月２日の午後１２時２０分頃で、発生場所は、下段の絵地図にありますとおり、光ヶ丘墓地公園に向かう市道光ヶ丘墓地公園線上、新田町６－１５付近であります。

資料２ページを御覧ください。

道路の状況でございます。

当該事項につきましては、尾鷲市の管理する道路において、道路側溝と横断溝の連結部分に生じた隙間の上に設置しておりました鉄板蓋の経年劣化によるゆがみ、及び鉄板蓋を支えていた受け枠コンクリートの一部欠損などの要因により発生したと思われるもので、走行中の普通乗用車の左前輪が鉄板蓋の上を通過した際に、その鉄板蓋が跳ね上がり、車両の左側面から後面にかけて損傷したものであります。

資料３ページを御覧ください。

車両の被害状況でございます。

今回の事故につきましては、現在保険会社のほうと協議している段階でありまして、今後示談に向けて進めてまいりたいと考えております。

道路管理者としまして、再発防止のため、市内で同様の鉄板が設置された箇所がないか確認を行い、今後対策に努めたいと考えております。

報告は以上となります。

○村田委員長 建設からの報告事項は以上のとおりでございますけれども、この報告について、報告案件であることを御留意の上、御発言ありましたら願いたいと思います。

○中村委員 ちょっとお尋ねしたいんですけれども、これ、写真は事故当時のやと思うんですけれども、これって、こういう仮じゃなくて、工事というのか、という予定をちょっと教えていただきたいんですけど。

○塩津建設課長 当該箇所につきましては、一応これは発生時の写真ということで、現在は、接続部分に管渠を設置して、コンクリートで埋め戻すことで対策を完了しております。

○村田委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでございますので、建設課について終わりたいと思いますけれども、この種の事故が時々ありますよね。ですから、やっぱり建設課としては、道路維持、管理ということをさらにお気をつけていただくことを望んでおきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

これで建設を終わります。

よろしいですか。

それでは、ただいまから商工観光について御審議をいただきたいと思いますけれども、議案第43号の中で、商工観光に係りのある事項について説明を求めています。

○森本商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第43号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決についてのうち、商工観光課に係る御説明をさせていただきます。

歳出のほうでございます。

補正予算書の10ページ、11ページのほうを御覧ください。

補正予算に関しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、尾鷲市地域振興券、額面7,000円分を市民の皆様へ交付しようとする事業費の計上でございます。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費でございます。補正前の額 1 億 3,060 万 7,000 円、補正額 1 億 2,321 万 1,000 円を増額し、2 億 5,381 万 8,000 円とするものでございます。

細目商工振興事業のうち、10 節需用費 34 万円の増額は、交付に係る封筒の印刷や消耗品でございます。

11 節役務費 380 万 4,000 円は、発送に係る通信運搬費でございます。

12 節委託料 1 億 1,897 万 6,000 円は、商品券の原資及び尾鷲商工会議所への事務委託料でございます。

13 節使用料及び賃借料 9 万 1,000 円は、複合機使用料でございます。

詳細につきまして、資料に基づきまして御説明のほう申し上げます。

本事業の目的でございますが、長引くコロナ禍におきまして、物価高騰などの要因により大きく影響を受けた市民生活を応援するとともに、落ち込んだ市内の消費拡大を促すことで地域活性化を目指すものでございます。

概要といたしましては、本年 6 月 1 日に尾鷲市に住民登録されている方に対しまして、1 人当たり額面 7,000 円の商品券を 1 冊交付するもので、額面総額は 1 億 1,620 万円でございます。券種は、5,500 円の地域応援券と 1,500 円の共通券となっており、1 枚当たり額面は 500 円のものをさせていただきます。

本議会で予算をお認めいただいた後に事業を開始し、世帯主宛てに世帯全員の振興券をゆうパックで 8 月の下旬を目標に交付する予定となっております。

事業の実施期間は、商品券が順次お手元にお届けされた日から本年 12 月 31 日までの間とさせていただきます。

なお、お届けにつきましては、全世帯への交付となりますので、お手元に届く日が近隣の方と前後する可能性がございますので、御容赦のほどお願い申し上げます。

予算に関しましては、2 ページ目にお示ししております。

今回の事業に関しましても、尾鷲商工会議所様への委託を実施する予定でございます。本委託に関しましては、1 万 6,600 名分の商品券費用といたしまして 1 億 1,620 万円、印刷製本として商品券の印刷と加盟店パンフに 254 万 9,000 円、事務消耗品費、通信運搬費として 16 万 7,000 円、公課負担金として 6 万円を計上させていただいております。

なお、本市での経費は、先ほど御説明させていただいたとおり、事業費合計で 1 億 2,321 万 1,000 円となっております。

以上が尾鷲市地域振興券事業の概略説明でございます。よろしく御審議賜ります

ようよろしくお願いします。

○村田委員長 議案第４３号について説明をいただきましたけれども、これについて御質疑のある方は御発言願います。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、次に報告事項に移りたいと思います。

○森本商工観光課長 報告のほうが３件ございまして、委員長、まとめて報告させていただいてよろしいでしょうか。

○村田委員長 はい。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 それでは、私のほうからは、海洋深層水事業に関しまして報告させていただきます。

本年４月より実施しておりますみえ海洋深層水の通信販売事業に関しましての報告です。

資料を通知させていただきました。御覧ください。

海洋深層水事業につきましては、平成３１年度より指定管理から尾鷲市の直営施設となり、施設管理運営費用の見直しや職員体制の見直しなど、分水の質を落とさず経費の削減を努めるほか、分水量を増加させるための分水試験などを実施し、課題の洗い出しを行いました。

その中で、御利用になりたい人とアクアステーションとの距離が大きい課題だと判断し、お客様のお手元へ直接お届けできる通販事業を実施することといたしました。

次のページを御覧ください。

この通信販売事業もやみくもに販売の間口を開いただけでは顧客が増えることはないと考え、巣籠もり需要などによりユーザーが増えており、なおかつ、海洋深層水の清浄性などの特徴を活用できるマリンアクアリウムに絞り、ユーザーに直結したＰＲ事業を実施しております。

具体的には、多くのフォロワーを持っているインフルエンサーに分水試験を行い、海洋深層水のよさをインスタグラムなどのＳＮＳを利用して情報発信いただくというものでございます。

次のページを御覧ください。

これらの事業によりの確にユーザーを得ることができたことから、上の表にありますように、４月には３１件、１０３箱、５月には３１件の１４０箱を分水するこ

とができました。送付先といたしましては、関東圏が最も多く、次に近畿圏が多くなっております。中には大量の注文をいただきまして、パレットで発送するなどの実績も得ることができました。

表の下段を御覧ください。既にリピーターも確保できておりまして、マリナクアリウムに尾鷲市の海洋深層水が効果的であるということが分かりました。

今後は、さらに多くの方に分水できるようにPRを実施するだけでなく、リピーターへのきめ細やかな対応や、グーグルアナリティクスというホームページの解析ソフトを活用いたしまして、東海圏の販売実績は少ないんですけれども、実際には東海圏にお住まいの方がホームページを閲覧している確率が高いというようなデータが得られておりますので、名古屋などのアクアリウムショップへの売り込みを実施するなど、分水の増加に向けた仕組みをつくってまいりたいと考えております。

通信販売事業に関しては以上でございます。

○世古商工観光課係長 それでは、次に、世界遺産熊野古道馬越峠を活用した観光交流事業につきまして報告いたします。

次ページを御覧ください。資料3でございます。

本事業は、年間の来訪者数が最も多い馬越峠を旅前の事業として広くPRし、コロナ禍にも対応した集客交流を進めていくため、現在商工観光課で本年1月から事業化しています。365日魅力発信、ハッシュタグ、*owasetourism*についての報告でございます。

次のページを御覧ください。

本事業は、2021年10月に、本課若手職員により企画提案された事業で、尾鷲市の熊野古道の中で最も来訪者が多く、初心者でも比較的容易に踏破できる馬越峠に着目し、さらに多くの方にお越しいただくための情報発信事業を実施しようというものです。

ほかの情報に埋もれないための方策として、令和4年の365日間、毎日SNSで情報を発信することとしており、月ごとにテーマを設けております。

フォロワーの推移ですが、ツイッター、LINE、インスタグラム、フェイスブック共に増加しており、先日アップいたしました尾鷲神社参道のリフレクション写真には、163件の「いいね」、リーチとしては1,384人で、きれいな写真と丁寧な説明が受け入れられているものと考えております。

そこにお示しの6月の集計につきましては、月の途中までの集計ですので、まだ伸びている状況でございます。

次のページを御覧ください。

これまでの投稿実績ですが、1月には馬越峠の概要を、2月、3月はセラピストの会の方とトレッキングを紹介し、4月には動画による来訪者インタビューをアップしました。5月は、パンフレット「WAKUWAKUOWASE」を基にお食事どころなどの紹介をするとともに、6月は、梅雨の季節ということで、雨のまち尾鷲に特化した情報を発信しております。

次のページを御覧ください。

今後の取組でございますが、この情報発信をはじめ、尾鷲観光物産協会への補助金として、馬越峠等来訪者へのクーポン券の発行や、尾鷲満喫ツアーの実施をはじめ、老朽化しております道標の更新、尾鷲発、尾鷲着のコンテンツの確立のために基礎的なデータの収集用のカウンターを設置するなど、切れ目なく事業を実施し、より多くの方に御来集いただけるよう、鋭意事業を推進してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○柳田商工観光課長補佐兼係長 それでは、最後に、現在募集期間中の尾鷲まるごとヤーヤ便につきまして、改めまして御報告申し上げます。

次のページ、10ページ目を御覧ください。

本事業は、平成20年度から実施をしており、これまでもたくさんの方に御購入いただき、御好評を得ております。

本年度も、4月26日のキックオフを皮切りに応募が開始され、内容といたしましては、26事業者に御参加いただき、基本商品33品目、オプション35品目を御用意しております。

また、今年度も抽せんで1名の方にビンチョウマグロ1本プレゼントや、尾鷲伊タダキ市オンライン買物ツアーなども企画されております。

非常に魅力的なラインナップとなっておりますので、尾鷲にゆかりのある方に御推薦、御購入いただければと思っております。

なお、来週には、関西圏へのマスコミのPR事業を実施するとともに、中京圏への売り込みを行うなど、より多くの皆様にお届けできるよう、尾鷲観光物産協会とも連携し事業を推進してまいります。

御注文に関しましては、ホームページなどで7月3日まで受け付けております。

尾鷲まるごとヤーヤ便に関しましての報告は以上でございます。

○村田委員長 ただいま報告事項として、みえ尾鷲海洋深層水の通信販売事業に

ついて、馬越峠のPR事業について、尾鷲まるごとヤーヤ便について、三つについて御説明をいただきましたけれども、これについて、報告事項であることを御留意の上、御意見がございましたら御発言願いたいと思います。

○三鬼委員 海洋深層水の通信販売は、これ筆頭だと思うんですね。あと、まだ開拓の余地というのか、かなりマニアの方というのか、自分のマンションとかそういったので水槽を持っておられるとかというので、先ほどネットの使い方等も言っていましたけど、もっとやっぱり増える可能性があるのでは、努力してほしいなと思います。

もう一点は、商工観光のほうはネット、特に馬越峠も毎日ネットへ上げて、努力していただいて、私も見ておるわけなんですけど、最近本市の中で行われた中では、熊野古道センターの商品というのかあれやけど、山本さんという写真家についてカメラ持って歩くというのかな、あれってまだ集客に使う体はあると思うので、観光協会なんかと組んで、ああいう写してもらったやつをフィルムロケーション地にすればええもんで、あれをもっと増やしたら、熊野古道のみならず、尾鷲の全般、尾鷲全部をフィールドに使ってやるというのにすれば、集客効果が上がるのではないかなとふと思いました。

あと、もう一点は、ネットの使い方なんやけど、LINEなんかも見ておっても、熊野市とうち尾鷲市の公式のにしても、あれ1桁違うんやけど、熊野市なんかは、熊野の花火があるときに登録をしてもらうような仕掛けを発信するわけなんですわ。

例えば熊野の花火が天気でやるかやらんかってみたいなら、皆さん登録していただければ、こちらから情報発信しますということで、そのときに急激にファン者を増やすわけなもんで、ちょっとその辺工夫していただくとええ思いますし、商工の熊野古道歩きも、さっき言ったように写真家と一緒に歩くことによって、写真の技術が上がっていけば、もっとまたそれに興味を持つ人もどんどん増えてくると思うもんで、それ地道やけど努力積み重ねてほしいなと思うんですけど、この2点どうですか。

○森本商工観光課長 御意見、御提案ありがとうございます。

先ほどの部分、熊野古道センターとの話でございますが、当然今後も365日進めていく上で、馬越峠だけでなく、その沿線の部分、熊野古道を中心といたしますので、当然のことながら御協力いただけるものは御協力していただいて、お願いした上で、また、御検討のほうさせていただきたいというふうに思っております。

熊野の花火を通じての登録の工夫とか、尾鷲のほうでも今年させていただくとこ

ろがございます。そういった工夫をどういったふうにやられておるのかというのは検証させていただいて、登録者数のアップのほうに目指していきたいというふうに思っております。

○三鬼委員　特に、熊野古道、今歩いておるのを広げる場合は、ウォーキングなんかでコースを開拓したりとかというのもあって、例えば三木崎とか元盛松なんかも、歩くだけじゃなしにトレッキング風にして、それへカメラ持ってきて、一緒になって案内しながらするという商品化していくと、もっとそっちのほうだけで歩く人とか尾鷲を訪れる人をつかめるのではないか。その中で、尾鷲で食事していただいたりとか、風呂へ入ってもろうたりというような流れづくりというの、これ地道にやんな仕方がないと思うんですけど、いかがですか、そういったメニュー作りとかに関して。

○森本商工観光課長　尾鷲市のほうで様々な観光資源で、トラベル尾鷲で見つけていただいた観光資源等々ございます。それを見ていただいた方が、ボランティア、取り組んでいられる道を開拓する団体の方もいらっしゃって、それぞれの魅力を見つけていただいているところでございまして、当然のことながら、そちらのほうも情報いただきながら、どういったことが集客につながるか、商品化できるのかというのも早速検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○村田委員長　よろしいですか。

○中里委員　ちょっと聞きたかったことがあるんですけども、この o w a s e t o u r i s m のハッシュタグの事業というか、この取組なんですけど、365日の発信というのは、主に何名ぐらいでこの発信をされているんですか。

○世古商工観光課係長　うちの若手職員5名でやっております。

○村田委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○南委員　その他の、その他になるのかな。

○村田委員長　その他でも結構です。

○南委員　夢古道おわせが7日にオープンしてから10日余りたって、僕も何回か利用させていただいて、皆さん喜んでおるんですけども、よく言われるの、食堂をバイキング、いつ始まるのって僕尋ねられるんですわ、よく。いましばらくちょっと待つてほしいんやけどなというようなことで、全くめどが見えてないし、やっぱり物販販売も大事やし、やはり食で尾鷲を活性化するというのも大事やで、速やかに早く僕は再開を願う一人なんやけど、どんなんですか、実情は、それだけでも

うはっきり。

○森本商工観光課長 御指摘、申し訳ございません。指定管理者とも常にこの件に関しましては、いつ発表できるのかというのを打合せのほうをさせていただいております。

想定される事業者様といろいろ打合せしておるということでお聞きしておりました、現場も見えていただいて、どのようなことができるのかというのをやられておるということはお聞きしておるところでございますが、申し訳ございません、いつめどというのがちょっとまだいただいてない状況でございます、大変申し訳ないですが、もうしばらくお待ちいただきたくお願い申し上げます。

○南委員 相手のある話なので、執行部が行政指導なんかしても、なかなか難しいと思うんですけれども、やはり風呂とバイキングというのはセットやでさ、やっぱりめどが立たんというよりか、もう可及的速やかにオープンしてもらうように最大の努力をしてもらうように、市長のほうからでもぜひともお願いしてほしいんですわ。もう今の段階ではめどが立たないような状況ですのね、そこら辺だけはっきりとしていただきたいと思います。

○加藤市長 この話は、夢古道おわせ、温浴施設のほうオープンした翌日に、向こうの社長と40分ぐらいお話ししまして、今後どういうふうにしていくのか、もっともっと交流人口を高めるためのいろんな施策というのを話しまして、特に、委員おっしゃるように、やはり食事、これは、おっしゃるように対のものと言ってもいいと思いますよね。そういう形の中で、極力急いでくださいねという強い要望はしておきましたんですけれども、さらにはしたいと思っています。

○南委員 お願いします。

○村田委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでございますので、商工観光については終わりたいと思いますけれども、私から一言、港まつりを開催予定ということが発表されました。

寄附については、寄附をいただける方は、申し出ていただきたいというようにたしか報道されていたと思うんですけれども、やっぱりせっかくこの港まつりをやるのに寄附を募らないというのは、自ら寄附をしていただく方にはお声がけをして、少しでも、こういう形だから規模を縮小しましたというのも分かるんですけれども、港まつりですから、せっかくやるのであれば、寄附を募ってやっぱりきちっとしたものにしていただきたいなという一般市民のそういう要望もありますので、その辺

は、当局としてはどうお考えですか。

○森本商工観光課長　　今回花火のほうをさせていただくに当たって、皆様の大変申し訳ございませんが、寄附のほうを募集させていただいているところでございます。

今委員長からの御指摘のとおり、私どもとしては、実行委員長と私と、可能な限りの部分に関しましては寄附のほうをお願いしたいというふうに回らせていただけないかなというふうにはちょっと考えておりまして、その際には皆様の御協力をお願いしていただけないかなというふうに説明をお願い申し上げるところでございます。

○村田委員長　　ぜひよろしく願いいたします。

それでは、これで商工観光を終わります。

教育委員会よろしいですか。

それでは、ただいまから教育委員会の審査に入りたいと思いますけれども、議案４１号ですね。それについて説明を求めたいと思います。

○出口教育長　　教育委員会でございます。

ただいまから議案４１号、令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決につきまして、そのうち教育委員会に係る部分と議案第４４号、財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）につきまして、そして、もう一つは、報告が１件ございますので、ただいまからそれぞれ担当課長より御説明させていただきます。どうぞよろしく御審議……。

○村田委員長　　議案４４号と報告事項は後でやりますので、まず、４１号から。

○出口教育長　　失礼しました。４１号のほうでよろしく願いいたします。御承認賜りますようにどうぞよろしく願いいたします。

○森下教育総務課長　　まず、教育総務課です。よろしく願いします。

それでは、議案第４１号、令和４年度尾鷲市一般会計補正予算（第４号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について、予算書と資料に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。予算書の１０、１１ページを御覧ください。通知します。

１４款国庫支出金、２項国庫補助金、６目教育費国庫補助金３６０万円の増額は、１節教育費補助金で、各学校に対する感染症対策等の学校教育活動継続支援についての学校保健特別対策事業費補助金で、事業費の２分の１の補助金となっております。

す。

次に、歳出について御説明いたします。予算書の16、17ページを御覧ください。通知いたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費435万円の増額は、細目小学校保健衛生管理経費、10節需用費で、各小学校での机を飛沫防止パーティションや消毒液等の感染症防止対策用の消耗品でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費195万円の増額は、細目中学校保健衛生管理経費、10節需用費で、各中学校への感染症防止対策用の消耗品費でございます。

次に、資料1を御覧ください。通知いたします。

今回計上させていただきました補正予算についての内容でございます。

感染症対策等の学校教育活動継続支援について、内容としましては、各学校が児童・生徒の安心安全な学習環境を確保しつつ、教育活動を着実に継続するため、学校の感染症対策等に講じる取組及び児童・生徒の学びの保障をするための取組を実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応ができるよう、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業としての費用及び国からの補助金を計上するものでございます。

主な対象の物品としましては、机用飛沫防止パーティションや非接触型体温計、消毒液、ハンドソープ等の感染防止対策用の消耗品でございます。

歳出といたしましては、事業費は720万円で、これから3列目にあります当初予算計上分90万円を差し引いた額が今回の補正予算の額となっております。

1校当たりの児童・生徒数が300人を超える尾鷲小学校と尾鷲中学校は、補助対象経費の上限が違うため、今回の補正額は115万円で、その他の五つの学校につきましては80万円となり、合計で630万円となっております。

事業費720万円の2分の1である360万円が国からの学校保健特別対策事業費補助金となっております。

以上が教育総務課の令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の説明でございます。

○村田委員長 ただいま議案41号についての教育委員会から説明がありました。

これについて御質疑ありましたら御発言願いたいと思います。

○中村委員 この事業の概要の中で飛沫防止パーティションってあるんですけど、これはどのような形ですか。

○森下教育総務課長 各児童・生徒が座っている机に1個ずつ、このような形で透明のプラスチックの飛沫防止のパーティションを置いて感染防止に努めるために購入しているものであります。

○中村委員 今もうコロナは空気感染で、飛沫感染ではもう止めようがないというのがきっと常識やと思うんですよ。

それと、もう一つは、プラスチック、ナイロン系のあのパーティションに、反対に細菌がつく、いろいろな細菌が繁殖することによる弊害と、それと、空気の流れを阻害するということで、もう今、あれを今から推奨するというのはちょっと非常に問題が多いのではないかなと思うんですけれども、それと、今回空調を入れ替えられてはいないんですか。それとも、例えば空気の清浄機を入れるとか、オゾン発生器を入れるとかのほうが、空気感染に関しては非常に効果がありますので、同じお金をもし使っていただけるなら、このローテクのパーティションというのはもうやめていただいけへんかなと思うんですけれど、どうでしょうか。

○森下教育総務課長 今回の予算につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、学校長の判断で迅速に取れるように、主なものとして今回例示させていただきました。

教室内の換気につきましては、文科省のほうからもいろいろ通達が出ていまして、窓を対角に開けて換気をするとか、そういったときにサーキュレーター等も活用して、そういった空気の流れをつくるというようなことも推奨されています。

そういった経費につきましても、今回の当然補助の対象になりまして、各学校において様々な対応をされていくものと思います。

○中村委員 プロの医療関係者を入れていただいて、きっと学校の先生もこれに関してプロではないと思うし、一番新しい情報というのが本当に入ってきているのかなというのが非常に気になりますので、何でもやっているから後追いでこれをやっていったらええというものではないと思いますので、ぜひちょっと各学校長にこの責任を投げるんじゃなくて、子供たちの教育環境にとって何が一番いいのかというのを、予算を使っていただくのは全然オーケーなんですけれども、もうちょっと考えていただけたらありがたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○出口教育長 先ほど課長のほうから申し上げましたとおり、一応学校の裁量で使っていただくということにしておりますが、パーティションを今つけているところもありますが、これについても、月日がたちますと非常に曇ってきたり、なかなか使いにくいところもございますので、学校の判断でそれを新調するのか、あるいは

は、今言われましたように、医療関係者との相談ということもございましたが、学校には学校医と、それから薬剤師がおりますので、そこら辺りの意見も十分に聞いてこの予算の執行をしていただくように、また学校には話をしておきたいというふうに思います。

○中村委員 ということは、これは決まったことではなくて、学校の判断によって変えられる余地があるということと理解していいですか。

○出口教育長 今課長のほうからパーティションというのを申し上げましたが、これは一例として例示、こういうものに使えますよということで御案内させていただきましたので、学校のほうでいろいろ考えていただくということです。

○三鬼委員 資料の内訳表を見せていただいているんですけど、先ほど尾鷲小学校と尾鷲中学校、350人以上おったのかな、人数、あれですか、生徒1人当たりの形の中ですと、小学校と中学校、ほかのところよりか35万多いだけかな。だけど、生徒1人当たりとかクラスごとにすると、ほかの小さい学校と一緒にのような対応ができるんですか、尾鷲小学校と尾鷲中学校は。

もう少し市費を使ってでも一緒のような対応ができるような措置というのは考えてあげる必要があるんじゃないですか、感染対策を考える前提であれば。どうなんですか。ちょっとあまりにも補助金いただいたもんで案分するというのはちょっと安易な考えじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○森下教育総務課長 金額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、補助額として300人以上、それ以下というふうに決まっています。

今回この補助事業が来た際に、各学校にも聞き取りを行いまして、必要な範囲のお金というのも確認取って、今回このような予算のほうを計上させていただいています。

○三鬼委員 確認します。尾鷲小学校、尾鷲中学校115万で、もう少し足らなかったとかそういったことは、今後我々はそういうことを聞かなくて済むんですね。確認だけします。

○森下教育総務課長 こちらのほうも両方の学校のほうに確認取ってしております。

○村田委員長 よろしいですか。

じゃ、引き続いて、社会教育費、それから保健体育費、この説明をお願いいたします。

○平山生涯学習課長 続きまして、議案第41号、令和4年度尾鷲市一般会計補

正予算（第４号）の議決のうち、生涯学習課に係る予算について、補正予算書及び資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、予算書の１０、１１ページのほうを御覧ください。

歳入では、２０款諸収入、５項雑入、１目雑入４,４６６万８,０００円のうち、３,５２６万８,０００円の増額は、８節教育費雑入の増額で、運動場施設整備費の市営運動場テニスコート事業に係るスポーツ振興くじ助成金３,５２６万円の増額でございます。

次に、予算書の１８、１９ページのほうを御覧ください。

９款教育費、５項社会教育費、２目公民館費１８７万円の増額は、細目公民館管理経費１８７万円の増額で、需用費１８７万円の増額として中央公民館２階図書館の空調機故障に伴う修繕料でございます。

次に、９款教育費、６項保健体育費、２目運動場管理費６,７９０万５,０００円の増額は、細目運動場施設整備費６,７９０万５,０００円の増額で、こちらは、工事請負費６,７９０万５,０００円の増額として市立運動場テニスコート整備事業に係る工事請負費の増額でございます。

内容につきましては、資料にて説明いたします。資料のほうを御覧ください。

資料のほう、１ページの資料１、尾鷲市中央公民館２階図書館系統空調機修繕についてであります。

○村田委員長　課長、申し訳ないけど、もうちょっと元気に言おうか。

○平山生涯学習課長　申し訳ありません。

本修繕につきましては、中央公民館２階図書館系統の空調機が故障し、現在気温が上昇している中で、緊急に修繕を行う必要がありましたので、既決予算のほうを流用して修繕をさせていただき、今回の補正予算に修繕料１８７万円を計上させていただきました。

内容といたしましては、２階のロビー、図書館に係る一般閲覧室、あと、児童閲覧室、児童室、あと、奉仕準備室との記載がございます事務室の空調に係る室外機ユニットの、こちらは経年劣化による故障によるものでして、室外機のコンプレッサーユニットのスクロール圧縮機とインバーター圧縮機をそれぞれ１台ずつ、あと、電子部品としてインバーターですとかその他電子部品の交換などを実施しました。修繕料につきましては、１７０万円でございます。

なお、今回修理を行いました空調機につきましては、平成１０年度に更新し、現在で約２３年を経過しているといった状況でございます。

次に、委員会資料の２ページのほうを御覧ください。

こちらが市立運動場テニスコート整備事業についてであります。

資料の説明の前に、今回の施設整備に当たりましては、昨年１０月２２日に開催していただきました行政常任会におきまして、現在尾鷲中学校女子テニス部の部活動の練習等に借用しております中部電力三田火力発電所跡構内のテニスコートが、今年度において施設の取壊しに伴い、利用できなくなることから、市立運動場テニスコートの活用について検討を行ったことを御説明させていただきました。

また、テニスコートの施設改修に当たりましては、ハードコートに比べ、足や膝、腰などへの負担が少ないとされており、年齢などを問わず、市民利用に適していることから、現状のハードコート４面から人工芝コート４面の整備を進めること、また、本事業の実施に当たりましては、独立行政法人日本スポーツ振興センター所管のスポーツ振興くじ助成金の助成対象事業として、新たに人工芝化を図る事業に対する助成金があり、当市のテニスコートは助成の対象になるということから、活用について検討を進めることを説明させていただいておりますが、本年１月に、こちらの日本スポーツ振興センターへスポーツ振興くじ助成金の助成申請のほうを行いまして、同月４月１５日に本施設が助成金の交付対象事業として採択され、４月の２２日付で助成金の配分について内示の通知がされましたので、今回補正予算の計上を行うものであります。

それでは、資料のほうの説明に移ります。

まず、目的といたしまして、市立運動場テニスコートにつきましては、こちらは昭和４２年度に隣接のいわゆる市営グラウンドと併せて整備されております。市民スポーツ活動の場として利用されておりますけれども、昭和６３年の改修以降、大規模な整備は行われておらず、舗装面に多数のひび割れ等が見られることから老朽化が著しい状況で、今回学生から高齢者までの幅広い年代の市民の皆さんに安全で快適なスポーツ活動を行ってもらえる環境を提供し、スポーツ振興と健康の増進を図ることを目的として市立運動場テニスコートのハードコート、これら４面につきまして、砂入り人工芝化する整備を行うものであります。

下の段、工事内容につきましては、テニスコート４面の人工芝化ということで、積算の内訳といたしまして、その内容は、砂入り人工芝の舗装、あと、排水施設として人工芝化に伴う暗渠排水管の設置、外構構造物として、今回人工芝化を行いますので、既設のフェンスの部分の基礎と境界のブロックを施工するという内容の外構構造物、あと、既設のハードコートの舗装面の撤去であったり、テニスネットや、

あと、ネットポストなどのコート備品等を積算の内容としております。

工期につきましては、令和４年７月の下旬から令和５年の２月下旬を予定しております。

事業費につきましては、歳出で工事請負費６,７９０万５,０００円、歳入は、その他特定財源といたしまして、今回計上しておりますスポーツ振興くじ助成金３,５２６万８,０００円と、あと、財政課計上分といたしまして市立運動場テニスコート整備事業債が３,２６０万円、一般財源として３万７,０００円であります。

下のほうの市の実質負担額といたしましては、助成金及び市債に対する交付税措置の見込みで９８１万７,０００円と算定しております。

次ページをおめくりいただきまして、その他でございますけれども、先ほどの助成金のスポーツ振興くじ助成金についてであります。

こちらのほう、独立行政法人日本スポーツ振興センターがスポーツくじの販売による資金を元に、地方公共団体ですとかスポーツ団体が行うスポーツ振興を目的とする事業に対して行われる助成であります。

本事業で既設のハードコートの撤去ですとか処分に係る費用、あと、芝以外の競技設備の備品等については補助対象外経費となりますが、これらを除いた助成対象の経費の限度額に５分の４を乗じて得た額が助成金の限度額となっており、それぞれ限度額内で算定され、配分されるものでございます。

今回の助成金の交付内定額３,５２６万８,０００でございますけれども、交付内定額の算定に当たりましては、事業費の６,７９０万５,０００円に対しまして、助成対象経費の限度額が５,５１０万７,３８３円と算定されまして、助成対象額が４,００８万５,０００円、今回の事業に対して評価判定というのがございまして、Ａの場合は１００％、Ｂの場合は８０％となっておりますが、今回８０％ということになりましたので、現在のこのないし算定額となっております。

下の写真につきましては、市立運動場テニスコートの現況写真、あと、参考として、一番下のほうに大曽根公園のテニスコートの砂入り人工芝コートの写真のほうをつけさせていただいております。

説明は以上となります。

以上が生涯学習課の補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○村田委員長　議案４１号に係る生涯学習課の社会教育費、また、保健体育費について説明がございました。

この説明について御意見がある方の挙手を願います。

○西川委員　大変僕今から言うのは矛盾しておると思うんですけど、これ自分でもちょっとまだ分からんのですよ、どっちなのか。議案４１号に対して、全て分かっていますというか、了解しました。別に反対する気はありません。

ただ、９款教育費、第２目運動場管理費の６，７００万ですか、このコートについて、これに関してだけちょっと僕は疑問点があるので、そこだけちょっとお聞きしたいんですけど、なぜこれオムニなんですか。オムニじゃなく、もっとほかの、あれも安いやつあるでしょう。

○平山生涯学習課長　今回、テニスコート改修に当たりまして、テニスのコートの種類等について、前年度より検討した結果、現在市立テニスコート、ハードコートでございますけれども、今後中学校のクラブ活動での利用であったり、あと、本来、今回改修するテニスコートにつきましては、生涯スポーツの社会体育施設ということもございますので、その中で、現在あるコートの種類のうち、ハードコート、あと、いわゆるオムニコートであったり、クレーコートというところについて検討を行いました。

その中で、幅広くオールラウンドにという言い方が適當かどうかというところもありますが、使っていただくコートとして、今回整備する砂入りの人工芝コートが最適ではないかということで、コートの種類については、そのような理由で選定のほうを行っております。

○西川委員　これ、長期目線で見ると、オムニが一番メンテナンス費用かかるんですよね。この前、阪神の湯浅君みたいなテニスの選手を育てるのであれば、これクレーでも十分なんですよ。クレーが一番メンテナンス費用が安いんです。

こういうのは、できたら、もし決めるときあったら、僕らも相談してほしかったなっていう、市長の言うカーボンニュートラルのＳＤＧｓに逆行して、これオムニだとマイクロプラスチックがかなり出ますよね。その点なんか何か逆行しておるような気がするんですけど。

○加藤市長　西川委員の芝生に対するその思いというのは、非常に前々からお話を聞いておりましたようなんですけども、当初昨年の９月に御説明させていただいた中では、やはり我々としては、まず財源をどうするのかというような話からスタートしまして、今回、要はスポーツ振興くじ助成金というものにチャレンジしようということで、これで何回も何回も足を東京のほうに運びながら、何回も、私としては、要するに助成金３，５００万、よう取ってきたと思っているんですよね。

それがなかったら、恐らくこれできないと。

だから、できないということは、今の丸々、要は総額六千何百万の予定としているその事業費を丸々尾鷲市の一般財源でやらなきゃならない。その6,700万の中の過疎債が6,700万取れるとは思っていません、枠がありますから。何とか事業費をその事業費の中で一般財源が少なくしながら、あと有利な起債と、要するに助成金を何とか取って、ここまでできたんですよ。

向こうから、向こうからというんじゃないし、スポーツ振興くじのほうからの今回のこういう助成金を出すに当たっていろんな、土かそういうものからきちんと芝生にしろという、そういう規制の中で、いろいろやり繰りしながら今回やってきたというのが、流れとしてはあるんです。

だから、私もオムニがいいのか、あるいはクレーがいいのか、いろんなこと大体の話は分かりますけれども、金額的にどうかということも、私も全然、その辺のところは委員のほう物が物すごく知っていらっしゃると思うんですよ。

結局最終的に我々としてここに市実質負担額、これが1,000万を切ったと、こういうことで、何とか何とか財政的な話の中で、私はこういうどういう芝生がいいのか云々というのは、これは私自身の話じゃないし、逆に言ったら、事務局がどういうふうな形でやるというような話ですので、その辺のところは何とか認めていただけないかな、御協力していただけないかなという思いがあるんです。

今回正直言って6,700万の費用に対して、本当に実質負担額が1,000万を切ったということについては、私は事務局のほうにも褒めてあげたいし、私もこれ何とかなきゃならないと頑張ったので、そのところをちょっと十分御配慮いただきたいなと思っているんですけど。

○西川委員　市長、分かりました。これ、オムニじゃないと、補助金は使えないということなんですね。いいんでしょう、オムニじゃないと使えないということなんでしょう、補助金が。

僕はぜんざい反対しておるわけじゃないんですよ。補助金を使わずにクレーに変えろとか、そういうことを言っておるんじゃないで、ハードコートの方が長寿命で持つなというののもちょっと知識の中にあったもので、それだと補助金が使えないということだったら、オムニで分かりました。了解しました。

○村田委員長　よろしいですか。

○中村委員　それでは、この助成金がオムニでしか使えないということは、尾鷲市がもともとオムニで申請されたということですよ。どうしてクレーで申請され

なかったのか、理由を教えてください。

○下村副市長 オムニじゃなければ助成金が出ないということです、オムニで申請したということです。

○平山生涯学習課長 ちょっと補足させていただきますと、今回利用する日本スポーツ振興センターの助成事業につきましては、いわゆる土砂のグラウンド、テニスコートに限らずですけれども、天然芝化する事業、もしくはいわゆるオムニコート、砂入りの人工芝に改修する事業というのが助成メニューとしてありますので、もともと土コートをもたさらに、例えばハードを土のコートに改良するというメニューでは、助成事業のほうがつくられておりますので、その中で今回は砂入り人工芝のコートへの改修ということで助成申請を行った状況であります。

○中村委員 分かりました。

○村田委員長 よろしいですか。

○三鬼委員 今回オムニコートということで、私は10年ぐらいかな、一般質問を通じて、中学生がクラブできるようなコートに変えてほしいということをずっと訴え続けてきて、今度は東邦石油のハードコートですけど、使えないということがありますので、オムニコートで中学校のクラブがそこでできるということで、それは要望してきたことも含まれますので、賛同したいと思うんですけど、この工事につきましては、今議論があつて、補助金のこともありましたけど、この際、中学生が男子も女子も学校から離れて、特に本市においては、尾鷲小学校、尾鷲中学校って、三重県下においてもマンモス学校でありながら、そういったクラブであるとかそういった施設が乏しいというのか、尾鷲中学校なんかは、野球すればサッカーができないとかというようなところがあつて、市の施設をいろいろ使いながらやられておる中で、運用面において、中学生の男女合わせたクラブ活動を優先的なスケジュールを組んだってほしい。

大人が使うのには大曾根にありますし、何ら今、男子が使っている旧東邦の土地かな、あそこのところは一般の方に開放してもいいんじゃないかなと思うんですけど、やっぱり教育委員会としては、そういったソフトの方針も考えた中で、学校のクラブ活動とかそういったのも考えた中で、この整備するに当たって検討すべきだと思うんですけど、いかがですか、それは。

○出口教育長 今御指摘いただきましたことなんですけれども、やはり学校としては、施設が不十分であるということで、市の施設も使いながら活動しているということでございますので、テニスコートにつきましては、まずは市営の市民のコー

トであるということは大前提でございますけれども、その中に中学生男女ともそこで練習をさせていただくように挟んでいただいて、一般の方は、午前中はもちろん使えますし、夜間も使えるということでございますので、そういうような方向で何とか活用させていただければありがたいというふうに思っています。

○三鬼委員 テニス愛好の方もたくさんいて、私、大曽根なんかも行ったときに、やられておるのを見るんですけど、まだまだ使うのに余裕もあるようにも思いますし、できましたら中学生のスケジュールを組んであげて、学校からも横に近い場所でありますし、先生であるとか指導者がいないときでも、安心でクラブ活動させられるということもありますので、できるだけそういったスケジュールを優先に、教育委員会としては、市長のほうにもきちっとお願いした上で、そうしたってほしい。

市長も市民の方が言ってきたら、尾鷲の宝を育てるところだから優先してほしいというふうに市長も言っていたいて、優先していただきたいなと希望しておきます。

○加藤市長 非常におっしゃることも、やっぱりこういう子供たちを育てていかなきゃならない、そのためのやっぱり施設というのは必要であるということ是非常によく分かるんですけども、こと今回の市立運動場テニスコート整備事業の要するにスポーツ振興ゾーンからの助成金については、スポーツを市民に一応広げることが前提なわけなんですよ。その中で、それが趣旨なんです。

そのときに具体的に要するに土とか砂とかそういったもの、セメントとかそういったものをオムニコートにするということが前提条件ですので、私は、これは3,500万いただいたからどうのこうのじゃないですけど、やっぱりその趣旨は大事にしていかなきゃならないと思います。

そのときに、今回中電の跡地の関係で中学生のテニスコートがなくなった。そのときにその子供たちがどこで練習するんだというようなことを考えて、今回市立の運動場のテニスコートの整備を早くすれば、うまく一石二鳥じゃないかという思いの中で、ただ、申し上げたいのは、今回の趣旨は、助成金をいただいたからどうのこうのではなく、これだけはきちんとやっていかな。

なぜいただいたかというのは、市民のスポーツを振興させるための助成金であるという話なんです。その中に一部、生徒とかそういったのも結構ですよと、市民の中の一部ですから、この辺のところはしっかりしていきたいと、これが建前です。

要するに委員がおっしゃっているように、こういう学校のスポーツの盛んなとこ

ろは、私がいつも言っているように、やっぱりきちんとした施設というのも造ってあげたいと思う。しかし、場所がそういうことに対しても非常に狭いし、施設が少ない。その辺のところはお互いに譲り合いながら、教育委員会が中心になって、その辺の運営はきちんとやらせたいと思っておりますので、御理解いただければ思っております。

○三鬼委員　市長、言わんとしていることは分かるんやけど、市長が言うように、市民の人のほうが言うてますよ。そういうあまり失礼なこと言わないでくださいよ。おかしい。

○加藤市長　ここの、はっきり我々としても、やっぱりこういう助成金をいただいたときにはチェックがありますから、その辺のところは分かりますね。

○村田委員長　市長、そういうことですので、いろいろお考えをいただいて、対応していただきたいと思います。よろしいですか。

○中里委員　すみません、ちょっと確認、中央公民館で確認なんですけれども、児童観覧室か幼児室が分からないんですけど、一番奥、子供の本の一番奥の部屋って今使えているんですかね。

○平山生涯学習課長　部屋のほうが使えて……。

○中里委員　子供の本が置いてある奥の部屋、幼児室ですか、あれは今開けていらっしゃるんですかね。

○平山生涯学習課長　そちらのほうは、現在開けております。

○村田委員長　よろしいですか。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩　午後　2時23分)

(再開　午後　2時32分)

○村田委員長　それでは、再開をいたします。

次に、議案第44号、財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）、これについて当局より説明を求めます。

○森下教育総務課長　それでは、議案第44号、財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）につきまして御説明いたします。

議案書追加分の2ページを御覧ください。通知します。

この契約につきましては、本年4月の第3回臨時会におきまして予算をお認めいただきました学校給食施設整備事業に関する契約になります。

本事業は、尾鷲小学校との親子方式による尾鷲中学校給食導入のため、尾鷲小学校給食施設の増築改修を行うもので、厨房設備の整備に係る回転釜や冷蔵庫、食器・食缶洗浄機など、厨房機器や配送用のコンテナなどの財産の取得でございます。

予定価格が2,000万以上となることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または財産の処分に関する条例、第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

6月3日に仮契約を行っております。

まず、1番、取得物件は、尾鷲市学校給食センター厨房機器、2、契約の方法は、随意契約でございます。理由といたしましては、契約の相手方は、プロポーザルによる業者選定の際に設計業者の協力厨房業者として自社で厨房機器の製造、販売、及び補修対応が可能なメーカーとして選定されており、当該業者から厨房機器についての提案を基に、調理員等の現場の意見を反映、調整しながら厨房機器を選定して厨房施設の設計業務が進められてきたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用によるものでございます。

次に、3、取得金額は8,217万円で、予算額8,482万1,000円に対して、96.87%でございます。

次に、4、契約の相手方は、三重県尾鷲市上野町7-11、ホシザキ東海株式会社東紀州営業所でございます。

以上が議案第44号、財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）につきましの説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○村田委員長　議案第44号、財産の取得について（尾鷲市学校給食センターの厨房機器）、これについてただいま当局から説明がございました。

この説明について御意見がある方は挙手を願います。

御意見ございませんか。

○西川委員　すみません、予算を認めたときは、こういう金額は、僕は気づいてなかったんですけど、これ随意契約で、今何パーセントって言っていましたか。

○森下教育総務課長　予算額が8,482万1,000円に対しまして、96.87%です。

○西川委員　一番分かりやすい例でちょっと言わせてもらいます。

これ随意契約ってすごい金額ですけどね、この前すったもんだあった尾鷲給食センターの話なんですけど、この前、この前というか、発表ありましたよね、落札結果。

落札結果を見ると、予定価格が１億３，８３３万何がしというやつが、落札になると１億６，９００万とか、物すごく差があるんですね。１，０００万近く差が出るんですよ、給食センターの建築工事だけで。エレベーター工事になると２８０万の差が出ます。尾鷲市学校給食センター機械設備工事、これだと５６０万から差があるんです。電気工事になると４２０万、これが一般競争入札の差額なんですよ、最低価格と予定価格との。

その違いは、今教えていただいた９６．８％なんて比じゃないと思うんですけど、そのところは、なぜこれを一般競争入札にしなかったのか、そこをちょっと教えてください。

○森下教育総務課長　今回随意契約とさせていただきました理由につきましては、今回の給食施設整備事業につきましては、学校給食衛生管理基準に遵守した施設となるように、どのような厨房が設備が必要で、どのような配置が適切か、また、専門的な知識を持つ厨房メーカーにそういったことを提案していただいて、これに基づいて進めていくことが有効であるというふうに考えております。

また、厨房設備の施設全体の中で工事と整合性のあるものにしていくためには、厨房機器メーカーと設計業者の打合せも不可欠となると、そういった観点から、プロポーザルによる設計業者の選定の際に、設計業者と協力厨房業者が連ねて申し込むような方式を取りました。

先ほど御説明させていただいたとおり、今回契約の相手先となるホシザキ東海さんのほうが自社で厨房機器の製造、販売もでき、保守対応等も可能なメーカーとして選定されました。その選定された業者によって、これまでの設計も組まれてきて、厨房機器も選定しました。

今回その選定した厨房機器のほうを購入するということに当たって、随意契約として購入していくことは適当であるというふうに考えております。

○西川委員　だから、この給食センターは四つに分割していますよね。電気工事、躯体工事、エレベーター工事など。そういうのでも、逆に、これ分離発注で一般競争入札できたんじゃないですかって僕は思うんですけど、それと、もしこれ随意契約で、例えば名前いいんですか、これ、ホシザキさんって書いてあるけど。委託された、随意契約された会社の方が工事を行いますよね。

じゃ、今現在の鉄くずとかそういうものの有価物の代金って知っていますか。これ、古い機材は売れてお金になるんですよ。そういうのを逆に前もって調査して、随意契約から引いてありますか。

○森下教育総務課長 厨房機器の予算設定する際の積算の中では、そういったことも考慮して積算はされております。

○村田委員長 ちょっと待ってくださいね。

考慮ということについては、数字上できちっと表わしておるということなんですね。

○森下教育総務課長 数的に表して計算をして、その数値で積み上げのほうをされているというふうに聞いています。

○西川委員 それは情報開示で見られますか。

○森下教育総務課長 情報開示していただければ、出るものというふうに思います。

○西川委員 ぜひその部分だけ見させていただきます。

○村田委員長 すみません、ちょっと私口挟んで申し訳ないんですけど、今西川委員が言われておるのは、やっぱり96.87%で随意契約したのに、ほかの入札は大体92から91なんです。その辺の差があるのに、なぜこういう随意契約をしたのかということですので、随意契約をしたという理由をもう少し鮮明に説明いただけませんか。

○森下教育総務課長 金額のほうが高額になっているのではないかというような話もあるかと思います。

近隣の市町の500食の給食施設が建った際の厨房機器の購入金額があります。そちらのほうで7,700万程度で、今回のうちの金額と比べましても、うちの金額のほうは特別高くなっているというふうには考えておりません。

随意契約の理由につきましては、先ほども申し上げましたとおり、プロポーザルにより厨房機器メーカーを特定して、それに基づいて設計も行ってきました。そういった中で、選定された機器を買うということで、自社で製造、販売、補修もできるホシザキさんと契約することは、随意契約上適当であるというふうに考えております。

○村田委員長 プロポーザルで参加されたのは何社あったか、1社しかなかったとか、そういうことは。

○森下教育総務課長 プロポーザルに参加していただいた業者は2社ありました。その2社のいろいろな厨房機器の選定ですとか、あと、熱源の考え方、あと、厨房機器の配置、その他、人員の配置とか、そういったものを総合的に含めて、厨房機器メーカーと設計業者さんトータルでプロポーザルのほうを選定させていただいて

おります。

○村田委員長 他にございませんか。

○中村委員 プロポーザルでホシザキが選ばれたというのは、プロポーザルは有償で設計業務を行う行為であって、そこでいろいろな打合せをして設置に係るのは当たり前の話なんですよ。

それと、その後、ほかの四つに分けたところは一般競争入札にされましたよね。そして、この厨房機器メーカーは、メンテナンスのできる会社はホシザキー社ではありません。プロポーザルに名前を連ねたから、そのまま横で8,200万の契約を随意でするなんて、あり得ない話ですよ。

ほかのが、一般競争入札で、どうしてプロポーザルに入ったという理由だけで、特許品でもなく、どうしてもこのメーカーしかできないことについてなら、確かにそういう事例もあります。

でも、厨房機器に関して、ほかに製造メーカー、メンテナンス、販売メーカーがないのならいざ知らず、プロポーザルで、ちゃんと有償でお金を払って設計に参加してもらっている業者に対して、2社、3社のほかからの見積りもなく、随意でこの金額を契約されるというのは常識では考えられないので、それについてちゃんと説明していただけますか。

○森下教育総務課長 厨房機器につきまして、ほかの厨房機器でもないのとはなにかということだと思えるんですけども、その件につきましては、厨房機器につきましては、統一した規格があるものが少なく、各業者によって性能や仕様が異なっています。

そうすると、今回設置する際に、新たにまた接続に係る設計等の調整や、あと、物によっては、調理員等の現場との調整が再度必要になってくることが想定されます。

そういったことがないように、今回事前に厨房機器業者を選定して、プロポーザルの中で、機器も決めながら、打合せを重視しまして、厨房機器のほうの選定を行いました。

そういった方式を今回取って、選定をした機器を入れることが工事についてもスムーズに、現場等の知識も精通している者に今回の納入をしていただいて、業務を行っていくことが最適であるということで、随意契約のほうをさせていただいております。

○中村委員 同等品以上であれば、どのメーカーが入ってきても、そのメーカー

ーがまたちゃんと設置して接続は可能です。それに、プロポーザルでここが随意契約に決まるのなら、それを最初に明記すべきです。後出しじゃんけんで、プロポーザルに設置メーカーを一緒に入ってくることを条件としてプロポーザル出されましたよね。

あの時点において、あのプロポーザル自体が非常におかしなプロポーザルだとは思っていましたが、こういうふうの後出しジャンケンで、プロポーザルで決まっているから、そこにそのまま8,200万の仕事を出すということ自体、この限られた予算を有効に使う、何のために、普通少なくとも2社見積り、3社見積り、一般競争入札というのが公金を使うときの基本ですけれども、それが守られないというのは一体どういうことですか。これが市民の皆様の納得を得られると本当に思ってこれをされるんですか。

○村田委員長 課長、やっぱりプロポーザルにした理由ですね。これ、市独自で決めたんじゃないくて、様々の点から検討したんでしょう。ですから、検討したのであれば、こういった事例もありましたとか、それを参考にしましたとか、いろいろ理由があると思うんですよ。そここのところを明確にしてもらわないと、なかなか回答にならないですね。

○森下教育総務課長 今回プロポーザルにしていく際に様々な給食センターの設置を行っている事例も参考にさせていただきました。

そういった中で、事前に厨房機器メーカーを選定して、その中で事業を進めていくというふうなことをしている、プロポーザルを行っているところは、そういったところが多数ございました。

そういったところの事例等も参考にさせていただきまして、今回は、厨房機器メーカーと設計業者が名前を連ねて募集するという資格の参加要件のほうを定めて、プロポーザルのほうを行わせていただきます。というのは、実際岐阜県のほうでも、うちと同様なことをやっているところも当然ございます。

○西川委員 プロポーザルは、一番付度しやすいやり方なんですよ。今さっきテニスコートでも市長が言っておったんじゃないですか、少しでもお金を、補助を引っ張りたい。尾鷲市は危機的な状況でしょう。

だから、この8,200万、これ5%、もっと下がると思いますよ、一般競争入札にしたら。それだったら、尾鷲にすごい利益がまた、利益というか、要らない無駄な税金が抑えられるんじゃないのかなという思いで、別に課長を責めておるんじゃないんですけど、最初に、中村委員じゃないですけど、後出しじゃんけんみたい

な、一番付度のできるプロポーザル方式はもうやめましょう。

それで、もっと分かりやすい説明してください。なぜプロポーザルでセットにして、後からこういうとんでもない目玉が飛び出るような金額を出してくるのか。それ、一応中村委員も私も素人じゃありませんから、入札の仕組みは分かっていますので、そこのところ納得させるだけの意見をちょっと一つください。

○村田委員長 再度、課長に詳細について説明を求めます。

○森下教育総務課長 今回プロポーザルで設計業者と厨房機器メーカーの名を連ねて応募してもらうというふうに進めてきた一番の理由が、これまでも申し上げさせていただいているように、厨房機器メーカーを事前に確定させて、厨房機器メーカーと打合せをしながら設計について行っていくことが、今回の給食施設の整備について有効であるというふうに考えました。

その中で、今回プロポーザルでそういったことも踏まえた審査を行い、今回の業者のほうを選定させてもらいました。選定して業者が入れることにより、工事のほうもスムーズにいくということが大前提になります。

今回、随意契約とさせていただいた地方自治法施行令167の2の1の2号というのは、契約の性質が競争入札に適さないというような事例の中に、プロポーザルにおいて業者のほうが特定しているものについて適用されるということもございますので、今回その条項を適用させていただいて、随意契約とさせていただいたものでございます。

○中村委員 それでは、プロポーザルの募集要項をすぐに出してください。プロポーザルの中に厨房機器メーカーがセットになるというのは書いてありましたけれども、そこが請け負うというのは、1文どこにあったのか教えていただきたいと思っています。

○村田委員長 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時53分)

(再開 午後 3時10分)

○村田委員長 再開いたします。

それでは、当局より再度説明を求めます。

○下村副市長 今回の給食設備に係る設計のプロポーザルに対しましては、給食設備において厨房機器がやはり一番根幹をなすということで、設計後の入札となりますと、加工等、配管等も変更せざるを得ないということで、プロポーザルの要綱

に厨房機器メーカーの協力を得てということで、厨房機器を先に選定したいということで、プロポーザルにより選考させていただいたものであります。

プロポーザルで厨房機器メーカーがホシザキというふうになったことで、ホシザキさんが厨房の設計をし、配管、加工等も全て設計していただいておりますということで、ここで入札により同程度のものとなると、さらに配管等、加工等が発生するというので、今回はホシザキさんの設計どおり実施していただくことによって工期の短縮も図られるということで、今回はプロポーザルにおいて厨房機器メーカーも含めてということで要綱に書かせていただいたものでございますが、厨房機器メーカーと随意契約になるということを一筆入れてないというのは、確かにこちらの落ち度でございました。

○村田委員長　　ただいま副市長からの説明がございましたけれども、御意見ございますか。

○中村委員　　今、配管がっしておっしゃったんですけれども、特許品でない限り、組めない配管なんかないんですよ。

そして、一番問題にしているのが、プロポーザルに書いてなかったのはこちらの落ち度ですと言われたんですけれども、これは落ち度の問題ではありません。

入札の募集要項というのが、それを基に、どこのメーカーであれ、お金をもらって設計業務をするんですよ。もしはなからその設備メーカーが随意契約でもらえるのであれば、それは募集要項に明記すべきです。そして、それは、忘れました、ごめんなさいって問題ではないんですよ。

契約、尾鷲市が今までされた契約の全てについて言えることなんですけれども、これを書き忘れました、ごめんなさいで、それで通されるんですか。すみません、市長、答弁お願いします。

○下村副市長　　我々も、このプロポーザルに対して募集要綱の際、他市町のも参考にさせていただいて、我々としては、協力業者で厨房機器メーカーを選定するというので、もうそれで決定というふうに思っておったということで、そこと随意契約になるということが抜けておるということと言われれば、抜けておるということで、それは私どもの落ち度と申し上げたもので、我々としましては、厨房機器メーカーとの協力ということで、要綱に厨房機器メーカーを組んで参加してくださいということで募集要項を書かせていただいたということでございます。

○中村委員　　何度も言わせていただきます。設計業務と、それと、その設備を受けて設置することとは、何の関係もありません。

ですから、どの厨房機器メーカーが、厨房機器メーカーというのは、もちろんプロです。そして、そのメーカーがレイアウトを考えられるのは、設計業務としてお金をもらってされるんですよ。それをプロポーザルで出されたって尾鷲市は言われていますよね。そこまでは全然間違っていないですよ。ただ、それを最初から他市町がしていたから、これはこういうやり方でやるとするならば、それは明記されるべきです。

ですので、市長に再度お伺いします。

尾鷲市の入札業務を、ごめんなさい、これでやっていかれるんですか、市長。

○下村副市長　こういった厨房機器が入る入札というのが、今までプロポーザルで実施ということが初めてということでございまして、今回提案型で実施した結果、工期の短縮云々ということが出たということは、プロポーザルが実施してよかったなというふうには思っておりますが、我々といたしましても、限られた工期の中で実施していく上で、やはり厨房機器メーカーとの協力体制、先ほども委員と一緒にするのはよろしいということで、そういう体制でいくということは決定しておりましたが、我々としては、ここで協力、設計業者と厨房機器メーカーがセットのものという感覚でおりましたので。

○中村委員　感覚でおられるのは結構ですけれども、明文化されてない市役所の設計もなければ、契約もないんですよ。

それで、これ随意で96.87%、約97%で契約されて、ほかの分離の平均がもし92%であるとすれば、これ5%変わってくるんですよ。

もしこれが随意契約で80%ぐらいやと言うんやったら、ああ、確かに随意契約の意味ありますよねって、非常に安く契約されて、市の執行部としても努力されて、もうそれは本当にありがとうございますってここ言えるんですけれども、ほかの分離発注されたところは、頑張って頑張って、皆さん92%で仕事をされて、一番最初にプロポーザルでわけの分からへんけど入ってきたところに、後出しで約97%で上げました。

これが、市長が何回も言っておられる、予算を、真水はこんだけでいいんですよって言われている市長の姿勢と、全くこれ真逆やと思うんですけど、市長、どうお考えですか。

○加藤市長　結果として随意契約で96.87、一般競争入札で平均して92%、これは事実です、こういう形で。

ただ、今回の場合については、先ほど副市長から何度も御説明申し上げておりま

すように、厨房機器と設計とはセットのものであるし、そういうことは工事をスムーズに行うがためには、やはりこういう形で進めなきゃならない。

そういう中で、先ほども申し上げましたように、いろんな市町のやり方を参考にしながら、それに右へ倣えという形にやったという状況なんですね、これが。

その中で、確かに私もこれもらったとき、９６．８７というのは非常に高いなというような話なんですけれども、ただ、言えることは、今まで正直言って厨房機器については、尾鷲小学校についてはホシザキを利用しているという話は聞いておりました。

今回ホシザキで、私が納得したのは、ホシザキということは、確かに金額的に普通に考えれば４００万ぐらい高いのかな。委員がおっしゃるようにどれぐらい高いのかなというのは、９２％といたら４００万ぐらいちょっと高いのかなって。

しかし、今後の運営するに当たって、こういうメンテナンスについても、やはり大企業であるし、厨房機器メーカーとして全国シェアで８０％以上あるような大企業に対して、やっぱり信頼信用というのは、私は必要であろうかと思っています。

そういう点も含めて、結果的にこういう随意契約をしたという状況でございます。

○仲委員 いろいろな議論の中で、プロポーザルの中で、協力業者をつなげて申し込むという文言があるのは事実で、ただ、前回の常任委員会等で説明の中で、厨房機器については、特に契約方法ははっきりと示されていない。まだ議論も委員会の中ではなかったという中で、時間の経過の中で、執行部の考え方と、プロポーザルからの、委員会の委員の理解の違いがやっぱりあったんだろうというふうに思っています。

ただ、今回の随意契約の入札率の高さは、やっぱり高いですね。高いです、これは。もっと安くできたんじゃないかという思いはあります。

また、そう言いながら、もう既に仮契約を済ましておるという中で、今回議決案件ですから、ここで私も質問したいんですけど、内部の指名審査会の中で、きっちりと厨房機器の随意契約の理由について説明した上で了承されたと思っておりませんが、その確認をまずしておきます。

○下村副市長 まず最初に言いましたように、今回のプロポーザルにおいて、厨房機器メーカーも選定するということと、それと、やはり厨房機器につきまして、統一規格があるものが少ないということで、ホシザキに決定しておるということで、性能や仕様は業者によって異なる、それで、新たに接続等に係る設計変更や加工等ということが出るということで、今回指名審査会でも協力業者であるホシザキと随

意契約が一番ではないかということで、ホシザキに随意契約というふうに決定いたしました。

○仲委員　　今のお話でいくと、指名審査会では、プロポーザルの要件の中で、そういう理由があるから、随意契約はオーケーですと了承されたということで理解をしておきます。

もう一つは、この随意契約については、地方自治法とか施行令、施行令は167条の第1項第2号とか、尾鷲市の会議規則もありますね。これについて、この三つの施行令、法、規則に抵触はしてないですね。そこらはっきりしておいてください。

○森下教育総務課長　　先ほど仲委員言われました法令、あと、規則等には抵触していないというふうに認識しています。

○仲委員　　はい、分かりました。

○中村委員　　抵触されてないのは事実かもしれませんが、これは、契約としてまず成り立っていません。募集要項の中身と違う契約が結ばれるということ自体、契約行為ではないんですよ。どうして募集要項に基づいた契約ができないんですか。

市長にもう一度お尋ねします。

物事を募集するときの募集要項はどうでもいいと考えられて、これを募集されましたか。

○加藤市長　　その件については、やっぱりプロポーザルの方式でやるということについて、それは、こうこうしかじかこうこうであるという説明はきちんと聞きまして、それが一応妥当だという認識は持っておりました。

○中村委員　　プロポーザルをするときに、設備業者と一緒にパックにするというところは、募集要項にちゃんと書かれています。そして、プロポーザルの募集要項は、設計業務と書かれているんですよ。そこのところをお聞きしているんですよ。どうして募集要綱にプロポーザルの決定時に設置業者が随意でこれを契約するというふうに書かれなかったのですかとお聞きしております。

○下村副市長　　プロポーザルの際に、要綱に設計業者と厨房機器メーカーがセットで応募してくださいよということで、今回2社が応募ありまして、A社、B社の中のA社が優先候補者になったと、その優先候補者と随意契約させていただいた、設計業者ですね。

ですので、厨房機器メーカーもその優先候補者になったということで、随意契約という形を取らせていただいたものです。

○中村委員　　特許品があるわけでもなく、これは汎用品で普通のものです。入札において、国交省でさえ同等品と書かれます。厨房機器は世の中にたくさんあります。そして配管も、そんなに上下逆さまというような配管は世の中に存在しません。そして、プロポーザルの契約内容は設計業務です。ホシザキは設計もされます。設計業務と設置業務を同じレベルで扱うべきではありません。備品購入であり、設置業務が入っているのであるとすれば、これは、財産でなく、工事です。一般競争入札で行うべき案件です。お答えいただけますか、市長。

○下村副市長　　先ほどから何度も言っておりますが、私どもは、プロポーザルで優先候補者として、アーツさんとホシザキを優先候補者としてさせていただいたことで随意契約という形になるという判断をいたしました。

○中村委員　　どうして明文化されなかったのですか。どうして誰にも分からないような形でそれを出されたのですか、お答えください。

○下村副市長　　先ほども申し上げましたが、その件に関して、一言落ちていたということは大変申し訳なく思っています。

今回の要綱につきましては、他市町のを参考にさせていただいたということもありまして、教育委員会のほうで確認しましたら、後で出てきたところでは、そこまで明文化しておる募集要項もあったというふうに聞いており、今回はそれをが落ちていたということでございます。

○中村委員　　他市町ではちゃんと書かれていて、当市では落ちていたは、言い訳にはならないと思いますので、この募集要項自体が片手落ちであるならば、このプロポーザルが本当に正当な行為だったのですか。再度市長にお尋ねします。

○下村副市長　　参考にしていた自治体の要綱にそういう文言がなかったということで、それをそのように理解して尾鷲市の募集要項をつくってしまったということで、その後いろいろ調べてみたら一言入っていたと、そういう募集要項もあったということを後で聞いたということです。

○村田委員長　　ちょっと待って、中村委員。先ほど片手落ちという言葉ありましたけど、これは適当ではありませんので、御注意いただきたいと思います。

○中村委員　　撤回します。片手落ち、撤回します。

違うところは、尾鷲市独自やってよくおっしゃいますよね。私たちが、例えば他市町のごみ袋は無料やとかと言ったら、尾鷲市は尾鷲市やとかと言われるのに、こういうことに関してだけ他市町の、それこそちゃんとしてないのを見本にして、そして、他市町を見習いましたとおっしゃいますけれども、その言い訳は本当に通用

するんですか。教育長、お尋ねします。

○下村副市長　先進事例というのは、いろいろ参考にさせてもらうことがあります。ですので、今回こういうことが初めてであったので、先進地で実施しておるものを幾つかピックアップさせていただいたものを参考に募集要項を作成させていただきました。

○中村委員　市民に対して、この高額な随意契約についてどう説明されますか。

今さっきメンテナンスがって言われましたけれども、メンテナンスはどのメーカーでもされますし、メンテナンスは有料です。

○加藤市長　まず、先ほど副市長が申し上げましたような内容で、一部手落ちと言ったな、ちょっと漏れたところがあって、それが要するにこれが抵触しているのかどうなのかという仲委員の御質問に対して、これは法令にはきちんと抵触はしておりませんというような状況です。ですから、全部これについては成立しているという認識です。

ただ、やり方云々について、専門的な、中村委員がおっしゃっている意味もよく分かるんですけど、ただ、一応こういう形でスタートさせていただきたいというような思いなんですけれども、このメンテとか何とかというのは、要するに私自身も、仲委員がおっしゃっていましたように、先ほどから申しますように、96.何%というのは、非常に高いことは高いです。普通でいったら5%ぐらい、金額にして400万ぐらい高いです。

ただ、その分の実質上のこれに対する投資のあれについても、しかし、やはり我々としては、厨房機器メーカーというのは、先ほど申しましたように、全国シェア80何%もあり、要するに安心して任せられる、安心して発注していい企業だということは、私もやっぱり前の会社にいたときから認識しています。

そういう形の中で、随意契約も一応、これについて随意契約をしたということに対して、法令には抵触してないという話ですので、一応それは、高いという認識はありますけれども、やはりこういう事業をやるためには、やっぱり安心して任せられるような企業にお願いするというのは本意でございます。

○中村委員　今の市長の回答は、市民に対する回答ということですよ。高くても安心できるんやったら、そこでいいんやったら、どうして安心できる業者に建築工事も頼まないんかなあって思うんですよ。

それに関しては、がんがん競争させて弱体化させていくのは可能やのに、どうして厨房メーカーにだけは、大手やからという理由だけで、高いと認識しておきなが

ら随意契約を結んで、メンテナンスが、いやいやどこでもメンテナンスもしてくれるし、メンテナンス、ほんならホシザキを今から10年間無料でしてくれるんやったら、それに関しても、ありがとうございます、市長、ようやっていたきましたって言えるけど、何かすごくアンバランスやと思うんですよ、市民として。

○加藤市長　先ほど申しましたように、順序立てをしますと、まず、今回の尾鷲小学校の給食の改造事業については、まず、設計に対して、要するに厨房機器メーカーが協力しながら、工事がスムーズにいくように協力し合った形でスタートすると、これが前提であるわけね。

その中で、我々としては、こういう形でいろんな発注を、これをベースにしながら発注して、それと、建設工事や何やかやあったと。

しかし、厨房については、これについて随意契約をやるということで、当局のほうとしては認識していたと。それでもって、結果として96.87と、普通よりも一般競争入札と比較して5%ほど高かったと、金額にして400万ぐらい高かったと、こういう結果なんですよ。

それをどう判断するのかということについては、確かに高いことは高い。でも、しかし、今後の厨房機器というのは、給食を運営するについては、正直言って根幹です。根幹の部分について、結果としてホシザキがこういう形になっていただいた。結果、随意契約でホシザキが厨房機器の事業にお任せするということに対しては、私としては、今後のこういうメーカーにお願いするというのは、結果として安心感を持ったということでございました。

○中村委員　分かりました。それやったら、今後土木工事も建築工事も最低価格を97%にしてあげてください。それが、市長がおっしゃる、すごいいやり方やと思います。

私が、何が言いたいかって言ったら、どうして市内の業者に対しては92%というのを押しつけておいて、日本で有数のメーカーであるから97%は当たり前やというその姿勢が、尾鷲市民に対して説明ができるんですかと何回もお尋ねしているんです。市内業者をもっと大事にしてあげてください。

以上です。

○村田委員長　ありますか。

○加藤市長　確かに市内の業者については、大事にしていかなきゃならない、これ常に思っております。

その中で、随意契約に結局ホシザキがという認識の下で、結果として96.87

出たんですね、随意契約の下で。これは、結果としてそういうふうになったら、飲まざるを得ないわけでしょう、随意契約なんですから。そういう話でしょう。

ですから、僕が言いたいのは、だから、そういう厨房機器メーカーをあれするためには、結局ホシザキというのは非常に高いですよ、結果として、いつも高いですけどね。だけれども、結果としてこちらのほうに来たときに、メーカーとして非常に優良なメーカーであるし、安心して厨房機器というのは、これは大丈夫だなというそういう認識の下で、結果としてそういう数字を持ってきたので、これを認めたというところでございます。認めざるを得ないんでしょう、これ。

○西川委員　　ずっとこれ水かけ論になってしまうと思うんですけど、市長は、大きなメーカーだから安心して、中村委員のおっしゃるのは僕もよく分かります。それで、市長は安心して、大手だから、少々高いが任せます。

これひょっとして、何年か後にこの厨房機器にトラブルがあったときは、じゃ、今議会としてこれを黙って受けてしまったときに、修理しますよ、こんだけお金が要りますってまたホシザキさんが言ったとき、僕らはそれをまた認めなあかんのですか。もしもの話です。

高い金額で、厨房機器をトラブルがありました。私たちはあなたたちを信用して高い工事を発注しましたのに、トラブルがありました、それが２年後でした。じゃ、そのときは、議会は市民の方から言われますよね、おまえら何を見張っておるんやと。そういうところは大丈夫なんでしょうか、市長。

○加藤市長　　厨房機器そのものに瑕疵があった場合には、それは当然のことながら、我々は権利として、当然あんたのところできちんこの工事費持ってくれやと、修繕費持ってくれやというような話はできると思います。何らかのこちら側の使う側の手違いでもってそういうことになった場合には、これはやむを得ないんじゃないかなと。

ただ、言えることは、私自身は、こういう厨房機器とか、私自身の経験上は、やはりこういう重要な部分を占めているときには、きちんと安心してできるような企業がいいねということで、結果的に、結果的にホシザキで一応随意契約をやりますという報告があって、ああ、そうか、それじゃそれで行こうというような形で行ったわけです。

○西川委員　　普通、瑕疵は１年程度じゃなかったかなと思っておるんですけど、それ２年後に起きたときは、やっぱり市民は納得しないかなと思いますけど、どうですか、市長。

○下村副市長　　機器自体に故障というんですか、そういったものが発生したら、やはりそれはメーカー側で修繕していただくのが普通だと思っております。

○村田委員長　　よろしいですか。

もういろいろ御意見出ましたけれども、これいつまでたっても平行線でありますけれども、当局の今在り方をずっと聞いておりますと、これ問題点は、やっぱり随意契約で一般競争入札の最低落札額より高かったということですね。これは市民の方々から見ても、どう考えてもおかしいということがあるんですね。

それが、市長、優良な企業だからと言われますけれども、優良な企業であっても、そんなに優良じゃなかったも、これは一般競争入札の最低価格より率が高いということが、これは普通問題になりますよね。その辺のところは、やっぱり担当課がきちっとその辺のところを精査して値段を決めなかったということにも私は原因があります。

プロポーザル自身については、私は、これは間違っていないけれども、ただ、手続上の問題で1か所だけ、先ほど副市長も申されていましたが、これはミスが、ミスでしょうね、そういうことがあったということはやっぱり認めていただいておりますから、そういうことをずっと考えてみますと、やはり教育委員会、これ独自でやられておるんですね。やられておるんですね、教育委員会で。

これは、それはそれで結構なんですけれども、教育委員会というのは、こういう入札というのは本当に素人なんです。全く分からない。ですから、尾鷲市には管財もあるし、建設課もいるんでしょう。そういった方を入れて、教育委員会が独立しているからというんじゃないくて、尾鷲市の中の教育委員会ですから、その辺のところはやっぱりお互いに連携を取るということを密にしないと、またまたこういう問題が起こってくるということは強く指摘しておきたいと思います。

この問題について、可にするのか非にするのかは、議員個々の御判断だと思いますけれども、議論はいつまでたってもこれ尽きませんから、最後に、中村委員、特に言いたいことがあれば発言を許します。

○中村委員　　ありがとうございます。

特に言いたいことは、市内の業者の育成にもっと真摯に向き合っていただきたいと思います。大手をこれぐらい優遇する気があるのやったら、市内の業者、本当に疲弊していますので、どうか最低価格を97%までに引き上げてください。お願いします。

○村田委員長　　それまた執行部が御判断なさるでしょうけれども、これでほかに

ないですね、その他の項でも御意見ないですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 議論も出尽くしましたので、教育委員会の審議については、これで終了いたしたいと思います。

暫時休憩を、10分間休憩いたします。

執行部、退席していただいて結構でございます。

(休憩 午後 3時43分)

(再開 午後 3時52分)

○村田委員長 再開をいたします。

それでは、付託議案の採決を行いたいと思います。

まず、議案第40号、尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手 全員)

○村田委員長 挙手全員であります。よって、議案第40号については、可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第4号)の議決について、可決とすべきとするもの、これに同意の皆さんの挙手を願います。

(挙手 全員)

○村田委員長 挙手全員であります。よって、議案第41号につきましては、可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について、可決すべきとする方の挙手を願います。

(挙手 全員)

○村田委員長 挙手全員であります。よって、議案第43号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決については、可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号、財産の取得について(尾鷲市学校給食センター厨房機器)について、可決すべきとする方の挙手を願います。

(挙手)

○村田委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により、

委員長において、議案第４４号は可決すべきものと採決をいたします。よって、議案第４４号、財産の取得について（尾鷲市学校給食センター厨房機器）につきましては、可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託となりました議案につきましては、全部終了いたしました。

この際、委員長報告に対して、ぜひこういうものを入れていただきたいという御意見がありましたらお伺いをしたいと思いますけれども。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　お任せいただけますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　ありがとうございます。

それでは、これで行政常任会を閉じます。御苦勞さんでございました。

（午後　３時５５分　閉会）